UNIVERSITY OF ILLINOIS-URBANA
3 0112 102203285

西洋奇説

大日本發見錄

一名日本外交起原史

全

三 [illegible]

繪畫出版社印

三廿

小引

一此篇ハ千八百五十五年（我安元年に當る）米國波士敦府に於て刊行に係る同國人「ヘルドリッチ」氏が原著す所の「ジャッパン、アズ、イット、ウワズ、エンド、イズ」（日本の古代及び近代の沿革誌と譯すべし）と稱する原書を本幹とし旁ら「アダムス」氏の「ヒストリー、オヴ、ジャッパン」及び「トリード、オヴ、ウオールド」等其他三四の英書に因り其事情の最も確實なるものを摘要譯述したれバ編中頗る珍談奇說多く豈尋常譯書の類ゐならんや然れども自己淺學不才なるを以て行文蕪雜にして或ハ看客の倦怠を來さん事を恐る大方の諸賢幸ひに之を訂せ

一人名地名及び物名等の標記ハ都て從來譯書の例に依る

一國名等最初に葡萄牙又ハ西班牙と記し後に葡國西國とするハ即ち其畧に依る

一本編ハ千六百三十七年（我寛永十四年ニ當る）勅命ニ因り外人を攘除せる事ニ至りて遂ニ筆を擱くと雖ども其後千八百五十四年（我嘉永六年ニ當る）米國の水師提督ペルリ氏が渡航せる迄の間尚彼我の交際ニ關係たる事項多きニ渉れど這ハ續輯して不日纂譯せんとす

紙鳶堂主人識

馬兒挌保魯氏之肖像

Marco Polo.

Digitized by the Internet Archive
in 2015

https://archive.org/details/seiyokisetsudain00hild

西洋奇說大日本發見錄

一名日本外交起原史

東京　河原英吉纂譯補述

夫れ國運の進步るハ各自其人民が有爲活潑の氣象ありて文を好み武を嗜み未だ其知らざる所ハ之を師友に敲き其及ばざる者ある時ハ自から之を磨き以て其蘊奧を究めん事を望まざるべからず竊に案ずるに方今宇內諸洲に於て開明の名を特り歐洲人に占有られたるハ畢竟亞細亞諸洲の人民が此有爲活潑の氣象に缺乏きに因にあらざるなきを得んや假我東洋に「マルコポロ」又ハ「コロンブス」等の如き非凡の人傑を出さば文學に志す者ハ啻に一國內の歷史或ハ修身の書に安んぜずして廣く海外の沿革或ハ宗敎の道理を究め又武人に在てハ僅に一國內の騷亂を鎭むるを以て自己が任とし一旦外寇あるに當り周章狼狽して其爲す所を知らざるが如き事なく常に海外の形勢に注意し其他

農となく商工となく皆毎に海外に航して遠險を辭せず益其國民の氣風を變換しむるに至らば何ぞ我國今日の如く碧眼鬚奴の爲に蔑視せらるゝの憂ひあらんや是則ち予が此書を纂著す所以の微意なり抑西洋諸國に於て創めて東洋に日本あるを知りたるは耶蘇紀元第十二世紀（千百一年より千二百年に至るを云ふ即ち我康和二年より正治元年迄の間なり）の末維尼斯の旅行者「マルコポロ」が嘗て治那亞の戰爭に捕囚となり獄中に下りし時偶然其同囚の者に聽しめたる東洋旅行の談話に起れり而して同人が其奇談中「カゼー」（支那）の東方に當り「ジパング」（日本の漢音なり）と稱する一大島あり其民膚色白皙身体強健且風俗雅良にして自から君を立て政事を爲し外國に隷屬ずとの說あり又韃靼人より聞ける所の證を引て曰く「ジパング」の民強勇比ひなし故に當時幾んど亞細亞の西部を併呑して餘威を歐羅巴に及ぼしたる大元の軍

兵すら尚これを破りて卻けたりと今「マルコポロ」が東洋紀行を發兌た
る年月より既に六百年の星霜を經りしかど其記載す所の支那人民の
容儀風習又は文教等猶依然として今日と相同じきは是甚だ奇と謂ふ
べし且「マルコポロ」が「アクル」より大元の首都に至るに殆んど三年半を
經て始めて達したりと云ふ其旅行の斯の如く難かりしを見れば當時
歐羅巴と東洋の間僅に通ずる所の交際も亦斷絶て數年の久しきを經
たり偖「ジパング」の說は一回西洋諸國の人心を皷舞せしも年を經るに
從ひ漸次に消失せ當時斯の如き人民の存在し事を疑念ひ夫の「マルコ
ポロ」の傳說即ち東洋中に孤立する帝國の事一の小說の目を受るに至
れり故に歐羅巴人が何れの時に日本あるを知りたる乎未だ曖昧にし
て明瞭ならざれども千五百四十三年(我天文十一年に當る)歐羅巴人が
初めて此嶋に上陸れる以前に其嶋人が纔に西洋の事を知りたる證跡

少なからず而して日本人が西洋諸國のある事を知りたるは蓋し第十六世紀千五百一年より千六百年に至ると云ふ即ち我明應九年より慶長四年迄の間なり其首め葡萄牙人が馬粒巴爾(印度の地方)の海岸に殖民するの後印度の商人が支那及び麻剌加(暹羅の地方)の海峽に通商せるに基くものゝ如し今日本の古書を案ずるに歐羅巴人の奇事異聞を記載せしもの恐皆これを稱して「チェンジェク」(天竺の字音)なりと爲せり抑此書は歐羅巴人が我國に來航れる時より千六百三十七年(我寛永十三年に當る)勅命に因り外國人を攘除ふ迄の間日本と西洋諸國と交際の如何を纂記たるものなれども讀者靴を隔てゝ痒きを搔くの憾なからん爲先千五百四十三年(我天文十一年に當る)日本發見の時に先だち歐羅巴と東洋諸國との其交際の大概を陳んに日本の事は「マルコポロ」が死後二百餘年の間歐羅巴に復これを說く者なかりしかど同人が

曾て治那亞に齎し行たる「カセー」及び「ジパング」の地圖は竟に「クリストフォル、コロンブス」(亞米利加洲を發見したる西班牙國の有名なる地學者なり)の得る所となれり「コロンブス」は元來地理學に熱心の學士なればば深く「マルコポロ」の著書に感じ其國人が夫の地圖を視て等閑に過るを歎き是れ先常に歐羅巴の西に當り世人の未だ曾て知ざる所の大陸有ん事を想像し其畢生の疑團を解釋んとして多年宇內を航遊せしが「マルコポロ」の地圖を視殊に日本の記事を讀むに及んで益從來の想像を自から信ずるに至れり故に「コロンブス」の新世界を發見さんとして西班牙を出帆したるや蓋し其志す所は則ち「ジパング」にして亞米利加洲にはあらざりしなり

「コロンブス」が亞米利加洲を發見の後葡國の船子等速に東洋に曠漠の諸地あるを看出せしが千四百九十七年(我明應五年に當る)即ち亞米利

加洲を發見たる後五年を經て同國の水師提督「ヴワスコデカマ」なる者喜望峯を廻りて印度洋に入り翌年其艦隊を率ゐて馬拉巴爾の海岸「カリカト」に至り其國王と好を修め貿易の條約を結び次で印度の諸地を發見して之を侵畧せり千五百十年（我永正六年に當る）に至り「カリカト」を距る事北の方三百里にして臥亞府（印度の內地）も亦其掌中に落たり此府は其後速に繁昌し帝國の首府となり將貿易の大市場となりければ葡國より鎮臺一個と羅馬の敎法師一個を此に駐めて廣大の屬地を統轄せしむるに至れり後首府を麻剌加に遷せしが幾干もなくして麻剌加も亦一大都府となり其勢ひをさ〳〵臥亞に亞ぐに至れり抑葡國人が初め東洋諸國と交際を通ずるや頗ぶる戰勝の威を挾さんで人を凌ぐ毎に劍戟を手にして市場に立入り其狀恰も軍人の職と賈人の業を參雜たるものゝ如し蓋し第十六世紀の時に當り葡人にして海に航

し地を求むるの徒輩は過半は勇士にして過半は冒險家なり是を以て或は武夫の心を示し或は商人の性をも發し今日兵士たるも明日海賊となり又時として或は敬神の意を表し或は褻瀆の事を爲して其變心極りなし然れども其自家が利益を謀り其自國の强大を務むるに至りては百人一心艱難を冒し辛苦を嘗て顧みざるが故に葡國の印度に一大國を建設けたるは西班牙が其冒險家の勞力に因て亞米利加洲中に曠大の帝國を得たると其趣き稍ゝ相同じきなり當時此二國は極めて航海の權勢を揮ひ一は西方に向ひ一は東方に向つて地球を一週し二百餘年前「マルコポロ」が成し得ざる所の志しを繼ぎ遂に東西兩球其交通の脈絡を貫徹くに至れり

葡人は印度の海路を發見たるの後未だ五十年を經ざるに土地を侵畧して亞弗利加の海岸より印度を經て支那に至り其西方に歸る者皆蹟

々として東洋中人口稠密且數百年來文明の澤を積み其國力に富る帝國あるを報告せしが此時歐羅巴の全洲悉皆其奇報に驚駭き他の黄金を渇望る冒險家等これが爲に貪慾を發し西國の諸君主を慫慂め亞細亞の新帝國を發見すべき熱望を起さしむるに至れり千五百七十六年（我天正三年に當る）即ち麻剌加を侵畧せる後五年を經て葡人の船舶初めて支那海に出沒し翌年其艦隊廣東に來りて貿易を開市に至り其後幾千もなくして數艘の船舶陸續と入來りしより寧波媽港及び其他支那の海岸一二の要地は悉皆葡人の居留地となり各所商館を建設るに至れり然れども葡人は千五百四十二年（我天文十年に當る）に至るまで「マルコポロ」が述たる所の外遂に「ジパング」の說に就て其聞く所あらざりしなり

蓋し歐羅巴人が最初日本の地を踏みたる者は葡國の冒險家「フエルデ

ナンドメンデス、ピントウ」を以て嚆矢とせり「ピントウ」の死後歐羅巴に於て刊行たる其日本の紀行を見るに「ピントウ」も亦全く第十六世紀の時葡國探地家の性質を備へし人にして屢怪誕の危險を踏み奇異の逃脱を得たる後適宜き職業なきに因り其國人「クリスト、トヴワルボレロ」及び「ダイコ、ゼーモー」の二個を相伴ひ支那海賊の夥伴に入り千五百四十三年(我天文十一年に當る)の九月鳴港の近海「ランパコウ」嶋より開帆せしに海上遙杳に出たる頃忽ち賊船の來るに襲れ激戰日暮に至りしが偶然軟風の起るに乘じ纔にこれを逃れしかど少らくして俄然に强風となるを以て則ち支那の賊船長が曾て其地理を知る所の琉球島に向つて走れり而るに又其風東北と變轉しより船中幾干の辛苦を經て波濤の上に漂蕩ふ事二十三日の久しき後漸やく陸地を認るに至り遂に其海岸に沿ひ進行く事數里にして日本の種子嶋に投錨を得たり

是れ時に千五百四十三年（我天文十一年に當る）の十月なり今「ピントウ」が述る所の辭を記すに其時此嶋の陸地の方より嶋人六個を載せたる二艘の小船を漕來りて慇懃に禮義をなし吾儕〴〵が其出帆せし土所を問へり則ちこれに答へて貿易の許可を請んため商品を携へ遠く支那より來航れる由を述たるに彼六個中の一個が吾儕〴〵に向ひ若日本即ち此目前の大島に於て通例收納る所の税額を出さば本島の地頭「フォリジユマ」堀嶋の字音ならん歟）と雖ども歡喜んで之を肯ずべしと云へり是、に於て賊船は彼等の案内に因り直ちに入港するに其海岸に一大市府あり小舟數多食糧を載せ來りて船を圍みこれを沽んとす須臾して後地頭自から其臣隷と商賈數個を率ゐ銀櫃を携さへて船上に來り先葡人の容貌衣服の異なるを見てこれを怪しみ船長に就て何人なりやと尋問たるに船長は數年前葡萄牙と云へる絕遠き國より麻剌加と云へ

る地に移住み今又彼地より此島に來航れりと答へたり是より吏員等れ頗る懇切に待遇し其到る所として珍重せざるなし且吏員等葡人を愛るの情甚だしく遂に富商の家に伴ひ盛んにこれを饗應せり又支那の賊船長ハ當時支那に於て僅に二千五百兩の値價ある貨物を賣却て十二倍の利得を占めたりと云へバ是亦均しく自家の福運を究めたりと謂ふべし此際に於て最も注意すべき緊要なるものハ葡人が火器を日本に傳へたるの一事なり「ピントゥ」及び其伴侶ハ支那より數挺の手銃を齎し來り且其用法に熟練たるより日本人ハ未だ曾て知らざる所の射撃の新法を視て是偏へに幻術左道の致す所と甚だ驚駭きたり而るに此事地頭の聽に達せしより地頭ハ直ちに葡人を召喚たるに即ち「ピントゥ」が伴侶の「ゼーモト」なる者一挺の手銃を肩に負ひ其居邸に到り紙鳶一張と鳩數羽を射て之を示したれバ地頭の驚駭き限りなく

遂に彼をして馬上に乘しめ其市街を通過するに島人群集をなして之を見んとする者甚だ多し此時傳令官一個先行して公衆に示すに「ゼーモト」を以て地頭の義弟とせり其後更に地頭の居邸内に一室を設け彼をして此所に移らしめ事々意を竭して待遇すに「ゼーモト」も亦其交情の厚きに感じ手銃一挺を地頭に呈し且火藥の製造法を教授ければ地頭は即ち其報謝として銀一千兩を「ゼーモト」に贈りしとぞ偖本島の領主豐後侯は葡人が奇異の火器を携へ種子嶋に來れるの報知を得たるより直ちに使者を地頭に馳せて葡人一個を我國府に喚迎へん事を請へり此に於て「ピントウ」は其爲めに備ふる所の日本船に乘り種子島を出帆し海上僅に四日を經て豐後の臼杵港に達せり該港は豐後の國府を距る事七「リーグ」(我大約三里に當る)にして砲臺あり「ピントウ」は此より陸行して恙なく國府に到るに豐後侯は禮義を尽して慇懃にこれを

接遇せり而るに「ピントウ」は其携ふる所の手銃を出し之を藩士等に示したるに奇と稱する者恰も前條に於るが如し又豊後侯は「ピントウ」が其國府に滯留る事殆んど一月餘りの間勉めて葡國人の來由及び火器火藥の製造法を問ひ究め其後「ピントウ」が此國府を辞し去の時に至り侯は物を積て之に餞けし坐駕船を設け水手二十個に漕しめ家隷一個を付屬て種子島に送り歸せり蓋し「ピントウ」は國府を去るに先だち豊後侯に就て葡船の九州に來りて互市を開くの許可を得たりとぞ斯て「ピントウ」種子嶋に到れば支那の賊船既に歸國の準備整頓たるより則ち其伴侶と俱に本船に乘り支那の寧波に向つて種子嶋を解纜なし衆人恙なく歸着しかば寧波に移住る其國人驚駭きてこれを迎へ這回「ピントウ」の一行が東洋に日本の豊饒なる一國を發見したる事を賀し更に教宗會を設け供養及び說法を執行ふてこれを祝せり而るに此教宗

會の終るに至り衆人相競ふて船を艤ひ日本に來航りて各自新市を開かんとし且支那人は此機會に應じて其商品の價格を騰貴しめたり其後十五日を經ざるに船舶の商品を載せて日本に來航れる者九艘に至れり是に於て日本は葡國と通商の交義を結び貿易の繁盛を來す故に葡人は其市場に適當たる商品を印度及び支那の諸方より蒐集て歐羅巴の物品とし大ひに利益を占めたり此時に當り貿易の市場は專ら豐後薩摩諸海岸の市府にあり又肥前の平戸嶋の「フヰランド」(今平戸と稱す)は其後葡國通商の一大市府となり葡人は到る處極めて日本官吏及び人民の親愛を受け至大の自由を得たるを以て日本富商の女子と婚姻を結ぶ者漸く多し故に葡人の商業速かに盛昌となり千五百四十七年(我天文十五年に當)「ピントウ」再回日本に到るの時は麻剌加港及寧波より來る所の葡船薩州鹿兒嶋灣に列り市場には支那及歐羅巴の貨物

等山の如く積たりしが日本人も亦葡人が初て種子島に來航し以降未だ四年を經ざる內火器及火藥の製法に熟達たる事實に驚愕の至也

葡人と貿易の道開けてより後幾干もなく耶蘇教初て日本に入りしハ是れ宜しく傳記に載すべきの一事なり千五百四十九年(我天文十七年に當る)七月耶蘇教會創立者の一員たる葡人「フランシス、アスヒルコタ」即ち別名「サヴヰール」なる者同國の僧侶「コシユール、デ、トルレス」と「ジエアンフエルナンド」及び日本人にて既に改宗したる「アンジロー」と共に麻刺加より支那船に乘り日本に向つて發したり此日本人「アンジロー」ハ是より先き「ピントウ」の曾て日本に在るに當り其本國薩州に於て人を殺し逃亡て「ピントウ」に從ひ印度に入り「ザヴヰール」に遇ふて終に耶蘇教に歸宗せし者なりとぞ偖夫の一行ハ千五百四十九年の九月薩州鹿兒島に上陸せし後「ザヴヰール」ハ自から請ふて薩摩侯に謁見たるに

侯頗る其說を容れ令を下して國人の耶蘇敎に入るを許可せり是より日本に耶蘇敎の興隆なる景況を來すに至つてハ今詳細にこれを述ずと雖ども既に其傳來の由緣を載せたるが故に先耶蘇傳敎の徒當時日本人の懇待を受けたる事恰も其商賈に於るが如く意に任せて其欲する所に到り官民の阻抑を受けず反て其新敎に歸依する者多きに至らしめたるの一事を以て姑く足れりとすべし斯くて「ザヴヰール」ハ薩州に在る事一年餘りに及びしが薩人ハ既に平戶港の良便なるを歡喜んで市場を彼地に移遷しかバ「ザヴヰール」も亦倶に平戶港に移住むを得るに至れり是時平戶島ハ一藩主の所領なりしが「ザヴヰール」を待遇する事頗る慇懃の禮を極めしかど彼ハ日ならず日本の都府「ミヤコ」今西京と稱すを一覽せんが爲葡國の僧侶一個と日本の改宗者二個を從へて平戶より出帆し筑前の城下博多に寄り又長州下の關の海峽を經て周

防の山口に到りたるに士民其容貌の賤劣を怪みこれを放逐てり偶然日本の商賈數輩相伴なふて陸路を都府に上らんとするに會し其從僕となり具さに艱苦を經て漸く都府に到着を得たり此時内乱方に起り都下殆んど零落に陷り人心皆殺氣を帶び一も「ザヴ井ール」の新敎に注意する者なし故に「ザヴ井ール」ハ皇帝に謁見る事を得ず速かに前路を取り悒々として平戸に歸れり蓋し是れ粗服を脱ぎて美服に換えたるか爲なり初め「ザヴ井ール」が日本に向つて印度を去るに當り葡國領麻剌加の總督より日本公侯貴族に寄する所の薦擧書を請ふて平戸に來り美麗の贈物を併せてこれを平戸侯に呈し以て其謁を求めり是に於て侯懇切に待遇し其說敎を行なふ事を許し更に一の空室を與へて其用に供へり故に「ザヴ井ール」ハ大ひに其功を奏し未だ二箇月を經ざるに日本人の之に就て洗禮を受くる者五百餘人の多きに至れり蓋し此

等の日本人は貴族尤も多しと云ふ其後「ザヴヰール」は豊後の城下に到り豊後侯の待遇を受け遂に千五百五十一年(我天文十九年に當る)九月二十日に日本を去り臥亞に向つて還れり是れ則ち其始め鹿児島に來航れるより此に至る迄殆んど二年餘の星霜を經たりしが是後尚二十餘年の間葡人と日本は貿易は連綿と盛旺にして大ひに歐羅巴及び印度の藥种織物等の雜貨を輸入し日本有餘の黃金と交易し之が爲に葡人の利益を得たる事實に莫大なりと謂ふべし其後麻剌加の葡國總督より年月を期し屢使節を薩摩豊後有馬大村平戸等の諸侯に送り書を寄せ物を呈するに至れり然れども此間葡國より使節を日本の皇帝に送る事なく又加特力(宗教の名)傳教師を除くの外歐羅巴人が日本の首府に來れる者あらざりしなり千五百五十六年(我弘治元年に當る)「ピントウ」が麻剌加總督の命を奉じて復び日本に來りしは是れ其第四回即

ち最後の渡渡なり此時來る所の使節と其後來る所の使節の紀事今に至りて信據とすべき者存ぜずと雖ども此使節の主とする所は蓋し貿易の權利を保護り廣く宗教の主旨を開くの二事にあるのみ其後千五百六十六年(我永祿八年に當る)に至り初めて葡人の爲に肥前の長崎港を開き居留地を定めり今此開港の初めより第十六世紀の末に至る迄其貿易の景況を詳悉にするは此書の要する所にあらず姑且古代史家の說に據て之を見るに葡人は則ち是れ日本の金髓を占奪へる者と謂ふべし

貿易の一事は姑且爰に措き是より日本と西洋諸國と交際の事蹟を說くに此時に當り教徒の說教頗る盛旺にして日本の人民上下となく加特力教に歸依する者太だ多く豐後有馬及び大村の諸侯も亦これを信じ遂に使節を羅馬法王に送り其歸化の意を表せんとするに至れり此

時其使節に選任れたるハ壯年の貴族二個にして一個ハ日向侯(即ち豐後侯の親族)一個ハ有馬侯(即ち大村侯の甥)なり又年長たる顧問者二個と葡人二個及び日本の僧侶一個等を從へ倶に葡船に乘り千五百八十二年(我天正九年に當る)の二月二十日長崎港を解纜せり是れ則ち日本より始めて歐羅巴に送る所の使節にして今多少其事情を敍述ハ敢て無用に屬すべき者にあらず偖夫の日本使節の一行ハ海上の風波荒きが故に航海十七日にして漸やく鳴港に達せしが此に其順風の定まるを待つ事六箇月の後再回媽港を開帆し又久しく風波の危難に遭ひ遂に千五百八十三年(我天正十年に當る)の一月二十七日に至りて麻剌加に達し又此に休憩ふ事八日の後臥亞に向つて出帆せり而るに此第三次の航海ハ最初の兩次に比ぶれバ其艱苦殊に甚だしく波靜に風穩なる故に航程進まず海上日を送る事の久しきに因り其貯ふ食糧に乏し

く船も亦潮流の爲に殆んど錫蘭嶋の海岸に抵觸んとするに至れり此時遂に印度半島の東南に當る「トラヴワヂオル」に入船し夫より陸行して「コーチン」(今安南と稱す)港に到るに又順風の定まるを待つ爲に此に滯留る事六箇月の後九月に至り漸やく臥亞に着く事を得たり是に於て同府在留の葡國の鎭臺は禮を厚ふしてこれを迎へ貢船を出して其日本使節等を移乘しめ順風に任して喜望峯を廻り千五百八十四年(我天正十一年に當る)八月十日遂に葡國の首府里斯本に達したり
日本使節の里斯本に到るや葡國は既に西班牙國王非立第二世の所轄に屬したるが故に其總督里斯本に於てこれを迎へ禮遇甚だ厚く又西班牙の馬德里府に至るに及んで非立王大ひに禮義を盡して之を待遇せり既にして使節は西班牙を經て「アリカント」より船に乗り「レゴルン」に到りたるに「フワスカニー」公の弟其使節が來るを待て之を迎へたり

此時恰も齊祭節に當るが故に「ピスカ」に逗留し又路を「フロレンス」に取て羅馬に赴き漸やく其府外に至れバ法王の騎兵これを迎へ羅馬の貴族馬に乗り列を整して之を警護り導きて府内に入るに其沿路の街衢ハ人民悉く群集り囂然として歡喜の聲を發し各自も使節の着るを祝せり偖使節等車を下るに及んで一貴僧數百の教徒を從へ出でこれを迎へ倶に寺院に入りて神歌を誦讀り其翌日使節ハ始めて法王の宮殿に至るに其儀式實に盛大にして法王の護衛隊之が前驅をなし其次にハ大僧正の吏員皆これに從ひ西班牙佛蘭西及び維尼斯等の使節ハ車に駕し羅馬貴族ハ馬に跨り扈從僕隷の如きハ喇叭鐃鉢を鳴し法王の侍臣及び宮殿の官吏等ハ各々緋衣を穿ちて之に從へり日本使節ハ其後より馬に乗り同勢の從者を率ひて我國風の美麗き錦衣を着け各々兩刀を帶び第一にハ日向侯督敎主二個の間に夾まり又其次にハ使節

の顧問者羅馬貴族二個の間に立ち葡國及び日本の僧侶も亦馬上に乘りて之に隨へり而して宮人又各々美服を裝ふて其列後に在り此時街頭より人家の內に充滿たる觀者ハ皆息を呑んでこれを望見せり偖夫の使節の行列が「セントアンゼル」橋を渡るの時に至り城砦より祝砲を發すれば宮中よりも亦之が答礮を爲すを暗号に樂隊ハ樂を奏し使節の一行皆謁見堂に至るに及んで止ぬ是に於て使節二個ハ各々其君侯の書翰を手にし誘導者に從つて法王の座下に進み其足下に於て首を伏し聲を高ふし耶蘇基督の代理たる法王に謁し我君主の爲に恭順の禮を致さんとし遙に地球の極端より來れるの意を述たり此時譯官拉丁語を以て之を法王に通じたるに法王ハ大ひに之を感じ急に使節を起立しめ屢これを抱き淚を垂れて其額を啜り又使節をして自已の足指を啜しめたり而して法王ハ使節を招き寢室に入らしめ別に人をし

て其齎す所の書翰を誦讀しめたり今爰に豐後侯が羅馬法王に送る所の書翰を載する事左の如し

豐後侯謹んで天帝の位置を占むる至聖至尊の法王座下に白す余無上無邊大自在上帝の德恩を切望み恭しく座下の敎化に歸依せんとす伏て惟れバ上帝天地を主宰し太陽より各異の天神に及ぶまで皆之を照臨すの餘光を以て久しく曚昧に沈淪み深闇に埋沒れたるの地に放ち其人民を憐恤んで耶蘇敎會の諸士を派遣し神訓の種子を以て日本の諸國に播布たるより茲に三十餘年其無窮の仁惠に因り余をして亦其餘澤を蒙らしむるに至る故に余平常に敎祖の慈心と座下及び其他の祈禱功德に感伏せざるを得ず然れども如何せん兵乱屢起り年爲めに老ひ身爲めに弱きを然らずんバ余自から座下居住の靈地に到り親しく恭順の禮を致し恭しく座下の足を啜り座下

の足を戴き且座下の手を以て十字の尊影を余が胸上に畫ん事を請ふべしと雖ども余が身事既に上に述るが如き情況あるを以て座下の優渥き撫慰を蒙る能はず是に於て終に止む事を得ず日向侯の子にして余が孫なる「ゼローム」を余に代りて座下に赴かしめたり而るに彼余が居を距る甚だ遠く教師も亦其出發遷延する能はざるを以て「ゼローム」の徒弟即ち余が兄弟の孫「マンショ」を以て之に代らしめたり冀くは座下此地上に在て上帝に代任り長く恩惠を施し以て余を助けよ又耶蘇宗徒を助けよ殊に今座下に派遣したる所の此使節の一行を助けよ余將に座下の恩に感ずる窮り無らんとす且座下より賜ふ所の遺骨匣は余尊敬てこれを教師に受け未だ其謝する所を知らず座下若し余が身事を詳悉にせんと欲せば請ふ之を教師と余が使節とに聽け紀元千五百八十二年(我天正九年に當る)第一月十一

豐後侯「フランシス」頓首手記
日誠恐誠惶謹んで白す

法王此書翰を讀むを聽て之に答ふるの後使節は導かれて又法王の座下に進み其足を啜りたるに大僧正使節を抱き了りて法王起立し是に於て禮畢れり而して使節二個は法王が室に入るの時命を受けて其衣裾を揭げたり是れ當時稀れに歐洲諸王に許す所の特典なり其後使節は法王に內謁を請ふて其贈り物を進呈せり而るに法王「グリゴロ」第十三世は日本使節に接するの後復公事を執行ふに遑あらず僅に數日を經て遂に殂るが故に其墓表中日本使節接待の事蹟を揭げたり蓋し是れ歷史上に於て宜しく注意すべき一事と謂ふべし其後日ならずして「モンチアルト」の大僧正は法王の位階を繼ぎ「セッキスタス」第五世と稱せり此時日本の使節は其即位の席に列なり天蓋を執り又法王供養の

時に至りて其灌漑盆を捧るの職を掌れり而して使節は法王の「セントジョンラテラン」に於て復即位の禮を執行ふに當り同じ職を掌るに至れり其後法王は別莊に於て羅馬の高僧を集め盛大に禮典を設けて使節を饗應し遂に耶蘇升天日の日暮を以て之を金光刺馬輪の奈的の爵に叙し法王自から使節の劍戟を把てこれを帶び更に佛蘭西及び威尼亞の公使をして使節二個の為に刺馬輪を着けしめたり而して法王は金鎖を以て使節の頸に施し自から帶る所の金牌を取て之に掲げ翌日に至りて供養を唱へ聖饗を供し其使節の君主に贈る所の書翰を附與たり今茲に羅馬法王が有馬侯に贈る所の答翰を錄す事左の如し

敢て聖門の徒弟たる君王に答ふ我親愛む所の一子「ドム、ミチヤール」陛下の使命を奉じて我朝に來り聖門に歸化する意を述る所の貴翰を以て我先職法王「グレゴリ」第十三世に致せり是れ實に我榮譽とす

る所なれば屢〻公衆の前に於て貴翰を讀み「ミチヤール」も亦我先職に對し耶蘇基督の代理者に適する所の敬禮を致せり是れ固より加特力教の奉ずる諸國王の平常に守る所なり抑〻貴使の此禮を行ふや羅馬の高僧等皆集まり我亦其座に列なりしに貴賤上下の集合れる世間人民の歡忻は前代未曾有の事どもなり其後幾千もなくして上帝我の不德を以てせず聖門の政務を以て我に任托らるゝが故に我亦先代の志氣を繼ぎ「ドム、ミチヤール」が陛下に代り更に我爲に修むる所の敬禮を受け陛下を以て我親愛む所の諸子即ち加特力教を奉ずる諸王の列に加ふるの當然なるを思へり且我れ陛下神を敬し教を奉ずるの證狀を見て欣然措く能はず陛下をして益其心を堅ふせしめんが爲特に貴使に托し諸王の王萬世の僧にして自から其血液を灑ぎ吾人共に生神の諸王諸僧たらしめたる夫の耶蘇基督を釘縛

る十字架の一片を以て金製の十字牌に附著之を陛下に送る且我祈禱する所の劍と帽とを以て加特力諸王に贈るは羅馬法王の例典なるが故に今又此二品を以て陛下に送り上帝の之に因て陛下の事業を保護ん事を願ふ但し歐洲諸王の例式に因て之を見れば夫の劍と帽とは供養に出坐し身前の罪業を懺悔する後聖門の安全を祈る者の為に其諸罪を消滅せん事を祈り然る後之を授與る者なり云々

偖又夫の使節は法王の答文を受くるの後儀仗を盛んにし護兵を引て羅馬を出發て維尼斯に至り米蘭を經て治那亞に往き「バルセロナ」に向つて出帆せり佛蘭西の顯理第三世切に之を招きたれども其久しく國を去るの故を以て遂に之に應ぜず急に西班牙に赴き再回非立第三世に謁せん事を請へるに非立は頗る禮義を厚くして之を迎へり而して使節は遂に千五百八十六年(我天正十三年に當る)四月十三日葡船に乘

り日本に向つて同國里斯本府を解纜せり
是より以下夫の使節等歐洲に駐留るの間日本に起る所の要件を述んとするを以て姑且筆を他事に移さんとす偖日本と葡國の貿易は殆んど四十餘年の間連綿と相續きたれども俄然に障害を釀し竟に之を維持べからざるに至れり抑日本の耶蘇教を禁せられし事と葡人の通商を廢せられし事とは其原因互ひに相密着する故に今其事蹟を論述せんとすれば當時日本に於て耶蘇教の傳教師及び改宗徒に係はる主要の事件を記載せざるべからず夫れ熟つら古來史家の此事に論及する者を見るに日本にて耶蘇教の擯斥られし事と葡國人の通商を廢止られし事とを以て兩ながら羅馬教師の品行に基くと爲し諸家の論說悉く皆同一に出たり蓋し當時葡國の商賈と僧侶とは相伴ふて事に從ふ故に商賈の劍戟と僧侶の十字牌とは第十六世紀の間葡國貿易の斧鉞

にして互ひに便用を為せる者なり然れども千五百八十二年（我天正九年に當る）日本の使節二個羅馬に赴くの前日本在留の葡國商人及び「ジエスウヰツト」僧（耶蘇教會の僧徒）ハ共に好機に投じて其業を務め齊しく發達の勢ひを成せり元來「ジエスウヰツト」僧等ハ初め日本に來るに當り心を和らげ身を卑ふして人民の親愛を博るを以て日本人も亦禮義を厚うし誠實を尽して之を待ち恩を施し意を注ぎて之を助けたり殊に葡國人等親愛く通商を營行むの旨趣を以て來れるが故に其待遇を受る最も懇切とりき故に「ザウヰール」が開く所の事業若し彼の如き人物の手を以て之を保續しめバ日本人ハ果して能く其教門に抵抗にるを得べき乎是れ未だ斷言すべからざるなり然れども僧徒等勢ひを得るに及んで其初め表する所の謹慎丁寧にして且從順なる品行ハ一變して高慢驕傲となり遂に日本帝國の法律を蔑視し葡國通商の貪慾

を保護り曾て其過失を懲戒めず又其行事を審究にせず反て之が幇助を爲すに至れり故に此等の數事は終に葡人をして日本人より名望を失なはしめたる者と謂ふべし此時日本の改宗徒も亦其敎師等人心を匡濟ふのみにあらず漸次に各自の貨財及び土地を侵掠せるの狀あるを見て稍驚愕たる心を生ぜり而るに葡人は衆僧より平人に至るまで皆其長老等の益富裕を得且傳敎上未曾有の大功を奏するを見て大ひに自滿の心を懷き敎門高位の輩に至りては徒步道を行くは其榮威を殞すと爲し則ち盛飾なる轎に駕して羅馬法王及び大僧正の裝飾に擬似し以て日本帝國至尊の人物と威容を均うするのみならず宗門の慢心を挾さみ常に自から以爲らく上官の人と雖ども唯當然の禮敬を致すに止まり敢て之を畏懼るに足らずと而して自己が宗派に異なる者あるを視れバこれを異端邪宗の徒と爲し火刑に所して神罰を與へん

とするに至れり故に其佛僧を視る事恰も讎敵の如く常に之を芟除んとするを以て其特任とし遂に教主法王が曾て歐州全土に威力を恣にせし所の異端査察の焰火を以て我日本に放たんとせり是に於て葡國僧徒の暴行遂に太閤の聽く所となれり當時秀吉は太閤の職に在りて國權を振ひ國威を輝すを以て自から任ずるが故に禮を修め身を守るの眞心なき倨傲不敬の僧徒數輩を放ちて其國法國風を蔑視さしむるの人に非ず故に其千五百八十七年（我天正十四年に當る）に至り加特力僧徒を擯斥て其說敎を禁制し死刑を以て犯人を處分するの令を下せるも決して怪むに足らざるなり今耶蘇敎禁制の令を見るに其文に曰く葡國商賈の事は姑らく我日本に在留して商業に從事するを許せりと雖ども自今其外敎を傳播るを嚴禁す若密に之を犯す者あらば其船舶を奪ひ其商品を收めしむべしと而して「デヰキソン」氏は其日本歷史

中此文を論ずる事頗る其當を得たり曰く太閤日本の宰職ゟ在て此の如き外人を制御するの難易如何を少しく察するゟ當時事を處するの方法此ゟ出ざるべからざるを知る況んや彼等の日本ゟ來るハ敢て之を招きたるゟ非さるをや夫れ葡國僧徒の敎法を日本ゟ傳布ふや人每ゟ强迫り若之ゟ從ハざる者あれバ迫つて家を出し國を去らしめ常ゟ政府の威力を假て敎門の權勢を握り(中略)押領と苦刑を以て日本の有權者を驚嚇し自己の輔翼を致さしめたり蓋し彼等の徒黨ハ互ひゟ團結して別天地を爲し政命を遵奉せさる事恰も政府中の一政府の如く遂ゟ日本の人民を敎唆し其自國の政府ゟ倍叛しめん事を謀れり云々と蓋し秀吉耶蘇敎禁制の令を發するの時ゟ當り日本在留の僧侶ハ三百餘人門徒敎院(貴族の少年輩を敎養て入門せしむる學校)は一箇所寺院ハ二百五十箇所あり而して士民の改宗する者ハ殆んど三十万人ゟ

至れり是を以て當時葡人が通商の中心たる長崎港の如きハ此新敎の外他の宗旨を尊信する者なく九州の諸侯と雖ども大概加特力の信者となり太閤の禁令を顧みず依然として其信心を存する者甚だ多かりき千五百八十七年(我天正十四年ニ當る)の間日本の事情ハ概畧此の如し是より又筆を移して日本使節羅馬出使の事を記すべし初め使節の日本ニ向つて葡國の首都里斯本を去るの一段ニ至りて筆を擱くを以て今又其歸航中の詳說を述ざる可からず偖夫の日本使節ハ千五百八十六年(我天正十三年ニ當る)の四月十三日里斯本を去り千五百九十年(我天正十七年ニ當る)の六月長崎ニ達せり但し其初め本國を出發しより此ニ至る迄前後八箇年四箇月ニして使節ハ其歸路臥亞及び媽港の葡人が居留地ニ至り媽港ニ於て初めて太閤耶蘇敎の禁令を發せし報告を得たりしが此より使節ハ「ジエスウ井ツト」僧「アレキサンドル、ヴワ

リグナニ」等の一行に同伴せり抑此「ヴワリグナニ」は千五百七十七年（我天正四年に當る）東洋の派出加特力教師の總督となり日本に來航り使節の羅馬に出使せるに當り專ら力を尽し遂に臥亞在留葡國總督の爲に選擧れて使節となり日本皇帝に出使すべきの命を受けたり是に於て九州在留の僧徒は「ヴワリグナニ」が入朝の事を太閤に報知たるに忽ち之を迎へん事を承諾たり故に「ヴワリグナニ」は長崎に着港するの後速に太閤に謁見んとし京師に向つて出帆せしが是より先長崎在留の葡人等「ヴワリグナニ」が僧徒を率ゐずして勉めて商賈を隨ふべき事を勸めたるが故に葡國の商人二十七個使節の儀仗を裝飾ふが爲に其費用を借し皆大諸侯の風姿を擬似て之に附從へり而して「ヴワリグナニ」は別に僧徒四個日本の改宗徒若干及び歸朝の使節二個を相伴ふたり然るに此歸朝の使節は歐洲に駐在るの間外國の歌を謠ひ寺院の樂を

奏する事を學び且外國の掛時計袂時計及び地球儀地圖其他歐洲の珍器都て人心を感ぜしむべき物を齎し歸り京師に到着るの後曾て歐洲に於て見聞する所の事を說話を以て貴族諸侯の其館に聚り之を聽く者皆深く感歎せざるなし偖「ヴワリグナニ」が太閤に謁見の日は假に皇嗣の位に在る皇甥數多の諸侯及び貴族を率ゐて之を迎へ謁見堂に導き入れしに此堂は五階にして壯嚴なる廊下を造り其第一階は待合室にして僕隷の休憩所に供し第二第三の兩階は內廷の貴顯及び政府の大臣各々其位階に隨ひ次序を正ふして之に整列し其第四階は宮內最上の高僧其輔佐官長と二個之に居り其第五階即ち最上の一室に至ればー高坐あり四面より段を築き秀吉獨り其上に坐せり此時「ヴワリグナニ」は導引て其隨員一個と印度總督が金字を書し金印を捺たる羊革紙の書翰を齎し進んで太閤坐前の段下に至れり蓋し夫の書翰は精製く

の小筐の中に封入し其文左の如し

謹んで叡聖太閤殿下に白す余遠隔の國に在るを以て今に至る迄殿下と屢音信を通ずるを得ずと雖ども余既に殿下の英名を傳聞へり且我葡國の教徒等殿下の臣属をして眞神の法律を學び知らしめんとし現に貴國に駐留る者殿下の勳績已に大ひにして武功も亦著しく貴國累世の君王中未だ曾て有らざる所なるを見て此頃之を余に報知たり是に於て自から以爲く天神殿下を輔けて偉功を建しむ余が之を祝するは余が義務なりと抑夫の教徒等多くは印度を服從せる大王の臣属に出て眞正の勇氣を以て宇宙の主宰者を尊敬の禮典を教傳せんとし世界を巡廻る者なり此頃殿下の特典に感じ余をして殿下に申謝せしめん事を請へり余固より殿下を欽慕が故に欣然として其請に從ひ余が意と彼等の意とを合せて之を殿下に致さん

とし教師「アレキサンドル、ヴワリグナニ」氏が嘗て殿下の厚知を蒙りたる故を以て特に之を任じて余が使命を行なはしむ故に「ヴワリグナニ」は殿下曩日の隆恩を拜謝するの後余が名を以て長く殿下の徳澤を蒙らん事を願ふべし蓋し夫の教徒が殿下の恵愛を蒙るべきの實あるは余が敢て誓證る所あり故に殿下之を寵せバ余之を以て殿下余を寵すと為し平生之を以て余が心に銘ずべきなり今余使節に命じ亞拉比亞馬二頭及び其馬被馬具刀劍二振新製銕炮二門金絲縫の掛毛氈二枚鍛製鋼鎧二具短銃裝置短劍一振及び旅行用天幕一張等を以て之を殿下に献呈せしむ殿下願くは之を領せよ

千五百八十七年　臥亞に於て

ドム、ヱワルド、デメチセズ」

秀吉大に喜び慇懃に禮を盡して夫の葡國使節が齎す所の贈り物及

び書翰を受け一々意を注ぎて之を撿査るの後「ヴワリグナニ」は導かれて段階の上に登り秀吉の前に近づき歐州の俗に隨ひ膝を屈して其手を啜り以て之を祝したる後又導かれて宮内大臣が列席の中に入り其座に就けり而して其隨員も亦之に次ぎ「ヴワリグナニ」の例に倣ひ膝を屈して其手を啜り更々太閤に謁見たり是に於て太閤は茶を饗し銀盤百枚絹衣四枚を出して使節に贈り又相當の品物を以て其隨員に與へ禮畢つて内に入り其甥を遣し盛宴を開きて使節を饗應せり此宴席に列なる者多くは日本の大諸侯と内廷及び其他の縉紳なれども微官の徒も亦多く四面に侍立し上下凡そ三百餘個各自小食臺を其前に備へ別室を設けて使節の隨員を饗せり此時使節の譯司たる者は葡國の「ジエスウヰット」僧にして「ロドリゲス」と稱する一少年なり頗る日本語學に達し才智衆に拔んで周旋宜きに適するを以て遂に太閤の寵遇を蒙

り選舉れて譯官となり宮中に出入するに至れり故に「ロドリゲス」ハ常に太閤に接近し其勢ひに賴りて百事を詳悉にし以て之を其敎徒に報告を得たり却說太閤ハ饗宴の後「ヴワリグナニ」を延見し此頃羅馬より歸朝する所の使節を許して其席に陪さしめ自から「ヴワリグナニ」の側に座し情を傾けて相話し譯司「ロドリゲス」をして之を傳譯しむ又我歸朝の使節と慇懃に相談せり此時葡國使節ハ歐州の時樣に倣つて且舞ひ且謠ひ頗る太閤の意を慰めたれバ宮中に滯留る事を許されたれども使節ハ既に「ジェスウヰット」僧と共に歸國の意を決したる故に遂に之を辞退せり其夕太閤宮に入り譯司「ロドリゲス」を喚び「ヴワリグナニ」より贈る所の掛時計を捲く法を問ひ大ひに「ロドリゲス」の說話を喜び之を留めて深夜に至り其辞し去るの時に及び之に命じて「ヴワリグナニ」に言しめて曰く葡國總督の答書成るの日に致る迄能く其敎徒をし

て謹慎しむるを得ば京都其他好める地に住するを許すべしと偖「ジエスウヰット」僧等は太閤の「ヴワリグナニ」を優遇するを見て傳教上の妨害漸やく剔除るに至るべきを思ひ大ひに得意の狀を表せり是に由て觀れば秀吉既に三年前加特力敎徒を禁止するの令を發すと雖ども「ジエスウヰット」僧は固より九州其他の諸侯に至るまで一も之に順守ふ者なければ殆んど其効用を奏せざる事瞭然たり然れども加特力敎師及び其改宗徒は之が爲に寥然として其身を潜めて剛愎驕傲の慣漸段を施用し能はざる事明白なり是より先加特力敎師が初めて千五百八十七年（我天正十四年に當る）の禁令を受るや肥前の平戶に集合る者百二十個に至れども尙諸州に潛伏て出ざる者多きを以て彼輩も亦遂に其禁令を遵奉ざるの議を決せり而りて船に乘りて支那に赴く者僅に數人に過ぎず其餘は船の小なるに托して皆留まり相別れて微服を着

け各々信者の領地に向つて潜行せり故に「ヴワリグナニ」来朝の時に當り加特力教徒の尙日本に駐止る者百四十個皆曩日の禁令を顧みず有馬領に於て教院を開き天草島に於て學校及び教育院を設け人民の之に歸依する者上下の別なく陸續相踵ぎ其信者の多き事數ふべからざるに至れり而して内廷の官人中此宗教を奉ずる者亦多く政府の事情稍ゝ太閤の志向の如何を推測るに足る者あれば則ち意を留めて詳悉に之を教徒に報知たり

太閤は教師「ヴワリグナニ」を抑留る事二箇月の後に至り遂に左の書翰を以て之に與へたり

敬つて白す余足下の書を得て欣然として之を讀み相距るの遼遠き實に來示の如くなるを知れり抑我日本は侯國六十餘あり各々君上に恭順せざるが故に内乱屢起り紛紜解けざる者此に久し余幼稚に

り其兇害を見て慨歎措かず常に掃亂の志を抱き勉めて三德を養成ひ以て此大業を建るの具と爲んとせり丁寧人に接して人心を收攬る其一なり從容として事に當り以て萬物を裁理し才識を精勵し常に身を寧靜の地に置く其二なり造次の間も高尚の氣象を失はざる其三なり余此三德を養成ふが故に曩には武勇以て此國を夷げ今は溫柔以て此國を治め特に百姓を親愛を以て務めと爲し善道に悖戾る者に非ざるよりは敢て余が威嚴を示さゞるなり故に日本の太平未だ此時より過ぐる者あらず蓋し今我國の强盛なるは則ち太平の然らしむる所にして其安然たる恰も磐石の如く敵國力を尽して來ると雖ども焉ぞ之を動すことを得んや是を以て方今我國は內に人民の和平を得るのみならず外に遠方の諸國を服するに至れり且余日ならず支那を伐て之を冐略さんとし勝算確然として又疑ふ所な

し然らバ則ち余足下と相距ること遠からず音信を交通するも亦難からざるべし偖教法の事我日本ハ神國萬物の始め政府の整頓する職として神明の舊法を遵奉るに因るなり夫れ此法たるや君臣夫婦父子の彝倫を叙述一家之に因て齊ふを得一國之に因て治まるを得るなり故に一回此法を廢せバ彝倫紊乱て收拾べからざるに至る是を以て耶蘇教會の徒異教を傳播んとし我國に來航ると雖ども神教既に深く基を固ふする故に其影響する所ハ唯に敬神の異法を傳播て國家を障害るに過きず是れ則ち余が勅命を奉じて外國僧徒の傳教を禁斷する所以なり加之余既に僧徒をして我日本を退去しむるの令を下せり又新説を流傳るの徒を許さゞるべし然れども貴我兩國の通商に至りてハ舊に依て相營まんとするが故に海にハ海賊を拒ぎ陸にハ山賊を警しめ以て兩國交易の道を開き葡國の人民をし

て我國の臣屬と共に安然たる業を營むを得せしむべし余又將に意を留めて其障害を拒ぎ去らんとするなり貴翰中開陳せらるゝ所の贈物悉皆領收し聊別紙目録に記載する當國の奇品を以て之を答ふ自餘の事に至りては足下請ふ貴使に聽け

天皇即位第二十五年七月二十五日

太閤此書と共に葡國總督に送る所の贈物は精製の日本鎧二具金鞘の戟一本及び美裝の長劍と精鋼の懷劍等なり抑太閤の書たるや日本政府と西洋人民と交際を通じてより起る所の二大論なれば即ち教法貿易の政畧を明示せる者にして誠に世人を感起せしむるに足る者なり元來秀吉は識見遠大にして既に能く「ジェスウヰット」僧徒の傳説國家の大利を妨害べきを洞察し又加特力教徒が其教權を以て人民を壓服せんとし羅馬及び葡國の助勢を請ふ事を明察するのみならず此等の

證蹟其眼前に明瞭なるを見れバ焉ぞ太閤の聰明を以て新教の傳來を禁斷するの要を察せざるを得んや然れども太閤ハ新入の教法を禁じて舊來の國教を復すると雖ども葡人と通商の交義を固ふするの情に至りてハ其信切最も厚しと謂ふべし

夫れ日本と葡國の通商忽ち斷絶せんとするを得ざるの時運を來せるハ是固より羅馬教徒の所爲に因ると雖ども焉ぞ蘭人の催迫に因て其禍害を速ふする者に非ざるなきを得んや蓋し蘭人が初めて日本に來航れるの一事を今茲に之を述んとするに抑東洋諸國の通商ハ百有餘年の間葡人の專占たる所となり歐洲諸國が毫も之に干預ざる故に日本の貿易も亦其全益を擧げて之を葡人の手に歸する事殆んど五十年の久しきに至れり而して葡人ハ此通商の餘澤に因り其首都をして歐州中最富最盛の市府たらしめたるが故に當時海上に於て葡萄牙西班

牙兩國の對敵たる英吉利及び和蘭の人民は之が爲に競爭の心を發し怨恨の情を起せり而るに葡人は千五百八十年（我天正七年に當る）葡西兩國の政府共に一君の主宰に歸するを顧みず勉めて西人を擯斥て日本の貿易に關係しめず故に西人が競爭の勢ひ蘭英兩國の下に立ざるを得ず然れども千五百七十二年（我元龜二年に當る）以來西國の殖民地たる馬尼刺の商賈等妬心を含包る事最も甚だしく葡人が日本の通商を專占たるを見て頗る之を惡めり是時に當り「ジェスウ井ット」僧等も亦日本に於て速に勢威を得頗る加特力敎徒の忿怨を招き「ドミニカン」派「フランシスカン」派の僧侶の如きも亦初め法王の爲め日本の傳敎を禁止せられたりと雖ども「ジェスウ井ット」派の敎權を專有たるを見て之を妬む事恰も西國の商賈等葡人の商權を專占たるを見て之を嫉むと其勢ひ頗る相同じ千五百九十二年（我天正十九年に當る）馬尼刺駐留

の西國の鎮臺日本と貿易を開かんとして書翰を太閤に贈れり此時西人「ルプス、ダイ、リヤノ」なる者は「ドミニカン」派の一僧傳敎の爲に日本に隨行せんとするを以て相共に夫の書翰を齎して出帆し薩州に上陸し西國の造船師「サリス」なる者造船に從事するを見轉じて長崎に至り又進んで九州の北部に赴き偶々太閤の來るに會し其齎す所の書翰を出して之を呈せり當時日本は方に朝鮮と戰爭を開き太閤は軍備に從事して頗る繁忙を極め西國の使節を顧みるに暇あらざれども遂に謁見を許して其使命を聽けり是に於て「リヤノ」は蒲人を逐斥て日本の商權を馬尼剌の西人に歸し大ひに蒲人を困陷んとし「ドミニカン」派の僧は「ジェスウ井ット」派の殘徒官令を奉ぜずして其敎法を傳説るを告げ以て太閤を承迎んとするに太閤は其禁令に從はざるを聞き大ひに怒り速に長崎の「ジェスウ井ット」敎院を破壞べきの命を發せり然れども西

國の使節ハ遂に其使命を果すを得ず馬尼剌に歸るの途中難風に遭ふて終に死し而して夫の狡猾なる「ドミニカン」派の僧ハ日本に駐止れり其翌千五百九十三年(我文祿元年に當る)馬尼剌の鎭臺ハ曩日の使命海中に沈沒て未だ太閤の答書を得ざるが故に更に使節を出して同一の使命を行ハしめたり此使節も亦夫の「ドミニカン」派の僧が曩に隨行せる如く「フランシスカン」派の僧侶四個宣教の爲に日本に隨行せんとするが故に遂に相率ゐて日本に渡航り數多の珍器を齎して之を太閤に贈れり今其贈物中知るを得べきものハ唯美裝の西班牙馬のみなり此時太閤ハ京都の宮殿に於て盛んの禮典を設け西國の使節を迎ふるに一日「フランシスカン」派の僧が宮殿を巡覽せんとするを以て太閤ハ先づ之をして教法を日本に傳說ざる誓約を立しめ而して後其請ひを許せり「フランシスカン」派の僧ハ固より此禁令を遵守ざるの意を決した

るが故に敢て太閤に對して答辞を發せず唯其首を低れたるのみ其後幾干もなく京都の奉行は固より加特力教の信者なるが故に使ひを馳せて「ジエスウヰット」僧を獎め密に說教を行はしめんとせり然れども「フランシスカン」派の僧は說教するの要を慮れず太閤に謁見て家屋を建築し各自の便用に供せん事を請ひたるに太閤は夫の僧徒等官職を帶たるが故に敢て其請ひを斥けず京都の奉行に就て之を願はしめたり是に於て京都の奉行は府外の地を相みて之を與へ僧徒等の教法を傳說へ其教徒を集合るを禁じたれども僧徒等は其禁を守らず教院一箇所僧院一箇所を設け墻壁を以て之を圍めり奉行は固より加特力教の信者なれども驕暴禮なきを見て大ひに驚き太閤に告て曰く「フランシスカン」派の僧馬尼剌の使節と稱すと雖ども其傳教の意に至りては自他の教徒に異なる所なしと太閤これを聽て怒りを發し彼若し智者

ならば之を爲さず若し之を爲さば余當に之を罰し彼をして復余を笑はしめざるべしと云へり而るに「フランシスカン」派の僧は既に日本に於て傳敎の根據を得たりと思ひ書を馬尼剌に送り他の僧徒等の助勢を求めたるが故に「フランシスカン」派「ドミニカン」派及び「オーガスチニアン」派の僧徒等日本の人民が宗旨に耽溺て其來航を渴望る者頗る衆かるべきを思ひ急に日本に來り「ジェスウヰット」僧を惡んで之と相爭ひ甚だしければ同派相軋るに至るも亦寡からず加之其日本人を待遇ふ事の傲慢は「ジェスウヰット」僧より甚だしく殊に日本の國制を蔑視し政府の顯官を侮辱むれども敢て其責罰なきを見て遂に官令を犯し寺院を大坂に起し又別に之を長崎に設けんとするに至れり但し長崎は僧徒等太閤の命令を顧みずして公然に說敎を執行ひ供養を唱ふるの地なり偖太閤は內廷の中私かに加特力敎を尊崇ひ之に歸依する者

衆きを以て常に其欺く所と爲り嘗て敎徒の情實を知らず殊に葡國の僧「ロドリゲス」は當時太閤の譯官となり其才辨を用て太閤の知覺を蔽ひ至要の事件を探索して之を僧徒に報知せ九州其他日本の諸侯は大概新敎に歸依したれば勉めて政府をして諸州僧徒の實況を知らざらしめたり然れども「ドミニカン」派「フランシスカン」派の僧徒太閤の令を犯す事頗る甚だしきを以て長く其陰謀を掩ふ事を得ずして遂に太閤の耳に達せり是に於て太閤は速に其罪惡を懲罰んとし京師及び大坂に於て改宗者の門戸を警衛し各派の僧侶を捕縛するの命を下し又「ジェスウヰット」僧の住家を看守しめ遂に「フランシスカン」派の僧侶五個を長崎に送り左の宣告を以て之を刑せり

此者共使節の職を以て非利比納島より渡來し京都に駐留りて禁制の耶蘇敎を傳説るの科に因り悉く死刑に處す但し御國人の儀も右

の宗敎に歸依する者ハ一々捕縛の上長崎に於て磔刑申可付事
此命令の發するに因り「フランシスカン」派の僧五個及び「ジェスウヰット」派の僧三個日本の改宗者十七個皆長崎に於て死刑に就けり是れ實に千五百九十七年(我慶長元年に當る)の二月五日なり抑彼等の刑せらるゝや耶蘇敎徒たるの故ならず太閤の命令に悖り傲慢無禮國家の危害を釀すが爲なり夫れ太閤ハ外國通商の利益を明察し「ジェスウヰット」僧の學術に嘆服すと雖ども如何せん彼等の傳敎遂に國家分離の禍害を致さんとす況んや此敎宗に歸依する者ハ唯九州に於て勢ひを專有にする而已ならず漸やく本島の諸州に蔓延り旗下の將校之を信ずる者多く國中の貴顯も亦私かに之を奉ずる者あるに於てをや然れども葡國の僧「ロドリゲス」ハ太閤の譯官なるが故に始終陪從して其計畫を聞知り恰も細作の狀あり故に倩當時の勢ひを察するに外國通商の

利益を保續んとせバ羅馬の管轄を受るの危難を免かれず茲を以て秀吉大ひお驚き遂よ外國の覊絆を離脱んが爲嚴然として曩日の令を實施し國中の乱入を攘除かんとする意を決し更ふ長崎の奉行ふ諭し船を艤ふて悉く「ジェスウヰット」僧等を支那お追放るの命を下せり惟ふよ太閤ふして日本の政權を維持の志氣あらバ當時敎徒を處置するの策此お出ざるべからずと雖ども尼達蘭王非立第二世の嘗て異敎を處置するの方法を以て太閤よ聽しめざるハ蓋し「ジェスウヰット」僧の幸福ならん歟然らずんバ彼輩尚一層の苛刑を受るふ至るも未だ測るべからざるなり其後幾干もなく馬尼剌の鎭臺の使節日本ふ到着し「フランシスカン」派の僧を死よ處するの當否を詰責たるふ秀吉ハ之ふ答へて「フランシスカン」派の僧を死刑ふ處せるハ耶蘇敎徒たるの故よあらず我日本の國法を遵守ざるが故なりと云ひたり然れども秀吉ハ遂よ

赤痢を病みて千五百九十八年(我慶長二年に當る)の九月十五日薨去せるが故に日本在留の加特力敎徒は此機に乘じて其勢威を恢復するの望みを起せり加之秀吉の曩に長崎奉行に諭して「ジエスウヰツト」僧を支那に放斥けんとするの命令も未だ全く實施するに至らざる故に「ジエスウヰツト」派「フランシスカン」派及び「ドミニカン」派の敎徒等又忽ち國中に聚合り長崎大坂及び京都に於て説敎を開きしかが畿內五州の如きも皆勉めて其業に復せり而して「ジエスウヰツト」僧等は又長崎に於て貴族の敎育院を再興し諸侯の信者に賴て其保助を受け諸州の遠隔して未だ其宗敎弘まらざるの地に進入せり然れども今加特力敎徒の將に蒙らんとするの災患は其激烈き官令の出たる比ひにあらざるなり偖和蘭人は元來西葡兩國の勢ひを妬み之と相爭ふ而已ならずして既に加特力敎の對敵なりしかば第十七世紀(千六百一年より千七百年に

至るを云ふ即ち我慶長九年より元祿十二年迄の間なり）の當初に至り始めて日本に渡航んとし則ち同國の水師提督「ジャックス、マフ」氏をして蘭船五艘の艦隊を率ゐ千五百九十八年（我慶長二年に當る）六月二十四日「テックセル」島を解纜せしめたり此艦隊ハ蘭の印度公司より派遣せる者にして「水師提督の乘船にハ英國の水路師「ウヰルリヤム、アダムス」氏之に乘れり但し同氏ハ夫の有名なる航海紀事の筆者なるが故に後文中屢同氏の事を採錄すべし偖又蘭の艦隊ハ非常の艱苦を經て千五百九十九年（我慶長三年に當る）四月「マジセルラン」の海峽に到着たりしが太平洋に入るに及んで災患忽ち走り五艘の艦隊中僅に其難を逃れて存する者ハ唯「チャリチー」號の一艘のみなり此「チャリチー」號ハ數月の間海上に辛苦を衝冒し千六百年（我慶長四年に當る）の四月十二日に漸やく日本の海岸に漂着し遂に豐後の一小港に投錨する事を得た

り是時船中の人員概畧衰弱て其職に當るを得る者四五個に過ぎざれば豊後侯は慇懃に之を保護りて其欲乏きを補充ひ使ひを馳せて蘭人漂着の事を皇帝に奏問せり而るに葡人及び加特力教師は蘭人上陸の後速に日本人を阻んで之と交通しめず剰蘭人を誣て海賊山賊と爲し以て之を死刑に行はしめんとせり蘭人は固より日本語に通ずる者なければ常に葡人に依頼て言語を通ずるが故に唯日々殺戮に就くを待つ而已なり然れども當時日本の明君家康は大阪に於て此事を聞傳へ則ち英國の水路師「ウヰルリヤム、アダムス」と蘭船の水夫一個を召寄せたるに「アダムス」は自から家康の坐前に至り我蘭船が齎す所の商品を供覽して葡人の如く通商の許可を請ふの機會を得たり此時葡國の「ジエスウヰット」僧は譯官となりて其席に列なり蘭人を誣告て海賊となし家康をして頻りに之を殺さしめんと謀らしむれど家康は元來正理

を守り善心を懐くの仁者なれバ更に葡僧が偽説を用ゐず却て無害の蘭人を暴虐るの理由なきを述べ其後再回「アダムス」を召て種々の事件を尋問たる後蘭船ハ當時恰も家康の命に因て大坂に來泊るを以て先其歸船を許せり是より家康ハ幾干もなく都府を江戸に遷し蘭人をして船を引て之に赴かしめ固く其出帆を禁じ遂に其人民と雜居するを許して懇切に其缺乏きを補ハしめたり而るに「アダムス」ハ稍ゝ日本の國語に通曉せるを以て先づ宮内に出仕せしためるに性質正良なるが故に日本人ハ頗る之を敬愛し殊に家康ハ甚だ之を寵遇み高官を授けて數學を講ぜしめ且洋船二艘を造らしめたり而して「アダムス」ハ遂に其同伴ふ所の蘭人と共に安然として日本に駐留れりと云ふ是時に當り蘭人ハ徐々東洋貿易の專權を競爭んとするの謀計を爲し軍艦十三艘を艤し兵士千九百個大砲七十七門を載せ東航して葡西兩國の商賈を

捕擒り日本と通商を開かんとし則ち同國の水師提督「ヴエルホーヴエン」氏を以て之が將とし千六百七年(我慶長十一年に當る)の十二月十二日本國和蘭を出發せしめたり而るに葡人も亦同時里斯本より艦隊を派遣したるに加納利島に至れる頃忽ち海颶に遭ふて皆離散となり大砲十門兵士百八十個を載せる所の一艘は遂に蘭將の爲に捕獲れたり然れども蘭の軍艦十三艘の中千六百九年(我慶長十三年に當る)の七月に至り平戸に達するを得たるもの亦僅に「レッド、ライオン」号「グリフ井ン」号の二艘に過ぎざりき是に於て蘭將は速に日本と通商を開くの使命を行はんとせしにぞ平戸侯は頗る禮を尽して之を待遇ひ其爲に費金を惜まず水戸五十個乗の坐鵞船を設けて之に蘭將の代使を乘しめ則ち平戸を發し八月に至りて江戸に着き鎮臺の名を以て數多の贈物を家康に獻ぜり家康も亦禮を厚うして之を迎へ左の書翰を以て之に與

へたり
日本國王謹んで和蘭國王に白す孤陛下が遼遠き國に書を送り使ひを來すを見て貴我両國の情交親密なるを歡び陛下と相見んとするの情禁むる能はず夫れ陛下は孤と元相知らず而して先づ四箇の贈物を贈り以て孤を懷ふの意を表せり故に此贈物は元孤要する所にあらずと雖ども其陛下の名を以て贈らるゝが爲に孤欣んで之を受け愛して之を藏めんとす且貴國の人民舩舶を率ゐて弊邦に來り孤の臣民と通商し都城の近地に居住して孤保護を受けんとす是現今に在ては我國の便とする所にあらずと雖ども孤必らず彼輩を以て等閑になさず諸州の奉行及び人民に令て其到着に當り各地各港皆恩愛を施し交義を固うし船舶より商貨に至るまで能く之を保全し
むべきなり故に貴國の人民我國に到らば決して暴戻を蒙るの憂ひ

なく安然として滯留り商業に從事するを得る事猶其貴國の諸港諸邑に在るが如くならん然らば則ち貴我兩國の交義益親睦を致し又輕薄に陷る事なからん抑陛下偉業を興起し英名を赫耀し陛下の臣民をして遠く弊邦に來らしめ孤に謁て交義を結ばしむ陛下の懇款なる孤敢て當らず慚愧々々然れども元是陛下の衷情に出るが故に孤親切に陛下の臣民を待遇ふて其要望に應ぜざるべからず是を以て彼輩は孤管下の諸國諸島に來りて商業に從事し商業及び商貨の爲に要むる所の家屋を建作り今より後毫も障害を蒙らず意の任に業を營むるを得べし孤又彼輩を保護る事孤臣民の如く決して暴虐を蒙らしめじ此書は則ち其証案あり且貴國の人民我國に駐止る者は視て以て陛下が推擧する人と見爲し誓つて之を保安ずべし故に陛下も亦當に我輩を目して陛下の親友隣人となすべきなり其他貴

使と共ふ處置する事件ハ頗る冗長きを以て今之を此ふ記さず陛下冀くハ之を貴使よ聽け

蘭の使臣ハ此書を得て江戸を發し十月上旬よ至りて平戸よ達せり而して蘭の艦隊ハ平戸ふ於て商館を興造り代商二個を留め其他ハ本國和蘭よ向つて日本を出帆せり千六百十一年(我慶長十五年よ當る)の七月蘭船「ブラクト」号又織物及絹胡椒象牙鉛其他歐洲の商貨を載せて日本よ到着たり抑「ブラクト」号ハ同國の水師提督「ヴェルホーヴェン」氏の艦隊が平戸より歸れる後直ちよ和蘭を發したるものふして蘭の商船日本ふ來航れるハ之を以て其嚆矢とせり而して其他之と同時よ和蘭を出發したる商船ハ皆恙なく日本ふ達する事を得たり初め「ブラクト」号の日本よ來航るや蘭人ハ平戸よ於て皇帝ふ贈るべき物品の事よ付き日本人と爭ひ遂よ平戸侯の勸めよ從つて再回使ひを家康よ送るの

議を決し委員二個を撰擧み「ジヤコブ、ペツキス」を正使と爲し譯官一個と日本の貴人を其先導たらしめ共に日本船に乘り七月十七日江戸に向つて平戸を出帆しさり是より蘭使は其途中大坂京都を經て駿河に至るに及び豫じめ書を「ウヰルリヤム、アダムス」に送り自巳が其來着る由を報告たるに「アダムス」は之が爲に或は譯司となり或は朋友となり以て之が幇助をなし且西國の使節「ドン、ロドリゴ」等容儀を裝飾り數多の贈物を携へて家康の宮城に至り蘭人を放斥て盡く日本を去らしめんとする事を告げたるが故に蘭使は自から齎す所の贈物の僅少なるを以て家康が獨り西人の說を用ゐて蘭人の言を容れざる事を恐れ頗る憂色を見はしたり然れども蘭使は終に駿河を發して江戸に赴き家康の居城に至りたるに家康の族人出て之を迎ふるに因り其要望を申請ひ齎す所の贈物を出して家康に獻ぜん事を請ひたり但し此贈物は

多く織物及び玻璃壜の類なりと云ふ是に於て内廷の官人等禮を厚ふして之を待遇ひ數多の贈物を與へて之が答謝を致せり而して「アドムス」ハ蘭使が江戸に滯留るの間爲に譯官となり平生に家康に昵近し其交情親密に因り遂に其要望を成就せしむるを得たりしかバ九月一日に至り家康の印璽を捺たる證書を齎し行て之を蘭使に贈りたり其文左の如し

我日本常國に來航れる蘭船ハ何地何港に入泊ると雖とも我國の人民等決して之を困苦めず又之を障害ふ事なく慇懃に力を盡して之を救援ふべきの命を下せり我國の人民等既に此命に因て孤が交誼を重ずるの切なるを知るが故に皆意を用ゐて孤旨を守り決して違背く事有るべからず

千六百十一年八月三十日

蘭使は此書を得て途を京都に取り平戸に歸り代商を置き倉庫を築き且物を日本人に贈り遂に九月二十八日和蘭に向つて歸國せり此時蘭使は「アダムス」より瓜哇島寄留の英商に贈る書翰を齎し去れり「アドムス」は此書翰中日本は金銀多く人民は之を以て緞子織物及び鉛其他歐洲の商賈と交易せん事を希望る狀を述べ且多少日本の風土を論述したる上日本の人民は其姓質善良にして頗る禮讓に厚く戰爭に臨んでは勇敢死を恐れず法を守る事公平にして未だ曾て偏頗を以て所刑するなき事を述たり其後此書翰は當時倫敦通商敬神會社と稱し後に東印度公司と改めたる一大會社に寄附せられぬ是より先倫敦の商賈は「レッド、ライオン」号の水夫より「アダムス」の事を聞き艦隊を平戸に遣り日本と通商を開かん事を決したり故に英船「グローヴ」号は千六百十二年(我慶長十六年に當る)の一月五日東洋に向つて倫敦を出發し「グロー

ヴ」号「トーマス」号及び「ヘクトル」号は同年四月十八日纜を解きて之に次ぎ曩に印度に寄留せる老年の冒険家甲比丹「ジョン、サイリス」をして其指麾を掌らしめ英王第一世意迷斯より家康に贈る所の書翰一封幷びに平戸侯に寄せたる書翰一封を之に付與たり千六百十三年(我慶長十七年に當る)の六月十日「グローヴ」号は長崎港に着し水路師を傭ひ同月十四日平戸港に投錨たるに平戸侯は速に其從臣を率ゐて船中に來り慇懃に甲比丹「サイリス」を祝せるを以て「サイリス」は之を船室に迎へ宴を開き樂を奏して之を饗應し宴畢つて後英王の書翰を呈すれば平戸侯は粛然として之を受けたり此時「サイリス」は平戸侯より「アダムス」が江戸に駐留るを聞き速に侯に由て「アダムス」に寄語し自己が其來着るを告げ旁ら日本政府と通商修好の條約を談判するの助力を求め翌日に至り「サイリス」は平戸侯より數艘の橈船を借り綱を着け本船を港内

に挽入れたるに候ハ一個の官吏を船中に送りて之を警護し其妨害を豫防しめたり而して「サイリス」ハ本船碇泊の時に至り大礮九發を放ちて港市の平安を祝したれバ善良の人民等之が爲に殆んど驚愕くに至れり其後「アダムス」ハ恙なく平戸に歸着が故に「サイリス」ハ乃ち之と歐羅巴人十七個を從へ家康に謁見ん爲駿河に向つて出船せり然れども「サイリス」平戸を發途の前平戸侯より商館を建設るの許可を得たるに因り「リチヤールド、カツクス」と云へる者を留めて其事業を掌らしめ平戸侯より與へられし裝飾壯麗准備充全たる水夫六十個乘の大坐駕船に乘り九州西北の海岸に沿ひ下の關の海峽より瀬戸内に入り大阪に達するに及び其伴友と共に本船を出て伏見に赴き此より轎と馬とに乘り陸行する事七日の後直ちに駿河に達したり蓋し駿河ハ家康の居城にして當時其盛大なる事英國倫敦の上に在しと云ふ偖「サイリス」ハ

其一行と共に一兩日逗留の後「アダムス」を譯官となし家康に謁えて英王の書翰を呈し齎したる贈物を獻ぜん爲め其宮殿に至りたるに尙書官は之を迎へ「サイリス」を前堂に導引し暫時此に休憩る後頓て謁見堂に進みしが家康は曲彔の高さ五尺許りにして側面と後面に金襴を以て裝飾へるものヽ上に坐せり是に於て「サイリス」は堂内に入り家康に接近き膝を屈めて之を拜し先英王の書翰を呈し次で其齎したる贈物を獻ぜしに家康は頗る禮を厚うし之を受取り則ち譯官「アダムス」より其遠く來れるの勞を謝れしめ尙兩三日の中を期し英王に贈るべき答翰を與へん事を約し其逗留中江戸に赴き世子秀忠を訪ん事を勸められしに因り「サイリス」は翌日駿河を發し四十八時間を經て江戸に達せり今「サイリス」が述る所に據れば「サイリス」は途中相州鎌倉を經て大佛像を一覽せしに銅造にして內部は空虛なれども其側甚だ厚しと云ふ

且又江戸ハ駿河より盛大なる事數等の上に在て府内に宏壯の家屋多く殊に其屋瓦異樣にして殿閣室家の戸桂に至りてハ金を點け漆を抹り其壯麗き事言述べ難しと云ふ斯て「サイリス」ハ江戸に來り家康の世子秀忠を訪ひ頗る鄭重の待遇を受けたれども滯留る事暫時にして海路八日を經て駿河に歸り家康より英王に贈る所の答翰幷に大字を以て記したる通商特許狀を得たり其書翰左の如し

孤陛下の臣隷甲比丹「ジョン、サイリス」を以て贈られたる貴翰を得（貴國人が孤領內に來れる者「サイリス」を以て嚆矢とす）陛下の智大ひに力強くして貴國の版圖三强國に跨がり據る事を知り欣喜の至りに堪へす且陛下が惠贈る所の數多の珍奇ハ悉皆我國になき品物にして孤未だ曾て見ざるが故に孤之を視て外人の贈物と爲さず孤之を尊崇ぶ事我身の如くなる陛下の贈物と爲すなり且孤陛下と交誼を保

續ち陛下の臣民我國の各地各港に來航らバ欣然として之を迎へ其航海に熟達て嶮海の長遠を恐れず雲霧を衝き風雨を冒し土地を發見して通商を開き遂に容易く此遠方の一國を看出したるを稱賛し其望む所に隨せて聊扶助を致さんとし先些少の物品を呈して孤親愛の意を表れす陛下冀れく視て以て陛下の交誼を重んずる者の贈る所と爲し以て之を領せよ陛下の臣民我國に於て商業を營み商館を設くるが爲に其特許狀を請へるを以て孤其要めに應じ公書を授けて其確實なるを保ふが爲に孤大璽を以て之を捺せり

天皇即位第十八年九月四日

辱交

駿河の宮城に於て

日本帝國大將軍家康

手記

其通商特許狀ハ左の如し

第一條

一大不列顛國の臣民たる奉行職「サアトーマス、スミツ」幷ニ東印度通商探地會社の人員等船舶を率ゐ商品を携へ故障なく我日本帝國の諸港ニ來航り各國同樣の手續きニて居留賣買交易し隨意ニ滯留又ハ出立するを許す

第二條

一現今所持の商品ハ勿論今度當國ニ船賚し或ハ當國より外國ニ送り出すべき商品ハ都て無税たるべし又此後通商の爲め英國より渡來るべき船舶ハ別段宮城ニ出使するニ及ばず

第三條

一英人の船舶難船の時ハ我國の臣民より扶助を加へ船舶及び貨物

を拾ひ揚たる部分ハ船長歟商人取締若くハ其家屋讓受人ニ返還しめ且何れの地方なり共其好む所ニ於て難船人の爲一戸又ハ數戸の家屋を建築し其出發の時ハ隨意ニ之を賣拂しむべし

第四條

一英國の商人我國內ニ於て死去する時ハ商人取締より其所持品を處分せしめ犯罪ある時ハ亦右の取締より其意見ニ隨つて之を懲罪すべし

第五條

一我國の人民英人と通商して其商貨を賺求る者ハ其約定の旨趣ニ基き滯りなく其價を償ふべし然らざれバ右の商貨を英人ニ返戻すべし

第六條

一英人の現在所持し又は今後舶齎すべき商貨にして我國の用に適するものは決して捕奪るべからず能く商人取締と協議し其他國に賣渡すべき振合に因て其價格を定め物品請取濟の上其代金を拂ふべし

第七條

一英人通商の爲他國を發見すの時若くは其歸帆の節人夫或は食料を要る事あらバ其入用の多寡に隨ひ代金を受けて之に給すべし

第八條

一英人は別段通航の免狀なきも蝦夷地方若くは我國中又は我國近海の諸地を發見すが爲出帆する事を許すべし

甲比丹「サイリス」は千六百十三年（我慶長十七年に當る）の十月九日家康の答翰と特許狀を請取たる其翌日平戸に向つて駿河を發し陸行して

大坂に至り途中京都を過ぎたるに京都は商業繁盛にして日本中「サイリ
が嘗て發見れる所の諸府一も之に優るものなしと云ふ而して「サイリ
ス」は京都に逗留る間自身又は英王の爲に數多の贈物を受たれども家
康は皆これを其後より送致れり又「サイリス」の言に據れバ當時「ジエス
ウ井ット」僧等京都に於て宏壯の學校を起し同派相集る者多く日本の
少年輩も亦其門に入りて加特力教を傳習りと云ふ斯て「サイリス」は家
康より英王に贈る所の絹地に畫を描きたる大屏風五雙及び其他數多
の品物を受けて京都を去り大坂に至りしに坐駕船一艘既に其來るを
待受けたるが故に乃ち之に乘り十月の下旬に至り遂に平戸に達した
り而るに「サイリス」が從來率ゐたる所の船は大風に遭ふて頗る破損し
水夫七個其船を脱れて長崎の葡人に寄り其商貨は又多く織物なるが
故に未だ賣捌けず盖し蘭商は最初英人の來航るに先だちて數多の織

物を齎し來り一碼十七弗即ち歐洲の價格に比ぶれば殆んど十倍の高價にて日本人に賣却たれども英人は之と相競ひ蘭人を市場より逐斥んとして來航りしかば蘭人は俄然に織物の價格を減じて全く其相場の實價を失へりと云ふ却說「サイリス」は當時東印度公司の商賈八個「アダムス」も此公司に傭仕て其人員中に在り相共に商館を開設き乃ち其商貨を同館管守の倉庫中に納め置くの議を決し更に日本の水夫十五個を傭ふて其持船の水夫の中今日本に遺し置くべき者及び曩に本船を脫走たる者の缺位を補充ひ千六百十三年(我慶長十七年に當る)の十二月五日本國に向つて出帆し翌年九月二十七日に至り恙なく英國に歸着れり千六百十六年(我元和元年に當る)英國の小商船二艘又平戶に來航れるに蘭人の抵抗頗る激切して遂に其事業を施し得ざりしが是れ實は當時蘭商の家富み氣盛んなる事英人の上に在るが故なり其時

に當り平戸に滯留る英商ハ支那船數艘を買取り嘗て居留地を設くる所の暹羅及び交趾に至り通商を開かんとせしが遂に其功を成さず又朝鮮と互市を開かんとして又果さゞりき

英人が平戸に來航れるより蘭英兩國の人民ハ日本に於て公然相敵視するの狀を顯ハし蘭人ハ葡西兩國の商賈を擯斥るを以て未だ足れりとせず更に又英人をも攘却んとし其軋轢頗る甚だしく遂に平戸に於て戰端を開かん事を公言し海陸並逼つて英人を攻擊んとするに至れり故に若し日本人が時を誤らず其中間に立入る事なくんバ英人ハ一朝にして悉く蘭人の爲に鏖殺にせられしならん是に於て英國の東印度公司ハ東洋殊に日本の商益を維持んとし千六百十七年(我元和二年に當る)に至り大ひに艦隊を整備へ同年の夏「マルチン、プリング」氏をして「ローヤル、ゼームス」號「ローヤル、アンネ」號「ギフト」號「ブール」號「ユニコル

ン」號及び「ビー」號等を率ゐて倫敦府を出帆せしめたり但し是曩に東洋に派遣たる艦隊に比ぶれバ最も强大ものなり此艦隊ハ恙なく印度洋に達したれども蘭の艦隊既に洋上に在て頻りに之と攻戰ふが故に頗る危難を經たり英國ハ其後蘭人の東洋に於て英の通商を妨害るの報知を得たれバ更に六艘の艦隊を艤ひし「サア、トーマス、デール」氏をして之を指麾をなさしめ速に印度の諸海に遣せしに此艦隊ハ千六百十八年（我元和三年に當る）の十一月に至り「バンダム」灣に於て曩に送りたる艦隊と相合し激しく蘭船と相戰ひ兩國の戰艦之が爲に或ハ破壞れ或ハ捕獲るゝもの其數多かりき然れども千六百二十年（我元和五年に當るに至り蘭英の紛爭漸やく定まり兩國の東印度公司兩ながら和合して一社と爲りたる後又幾干もなく「プリング」氏ハ印度より日本に向つて出帆し同年の秋平戶に來着たれども其途上麾下の艦隊中「ユニコル

ン」號の一艘は支那の海岸に衝突りて遂に之を失へり蘭英の兩國人は此艦隊の平戸に到着る後相合して使節を選擧み將軍に贈るべき贈物を齎して日本の首都に赴かしめしかど「プリング」氏が舶齎したる商品は其市場の所好に適せず殊に蘭人の競爭に因り通商の損益を相償ふ事を得ざるが爲に同氏は長く駐留らずして遂に千六百二十年の十二月十七日印度に向つて平戸を出帆せり但し英國の艦隊多年の間日本に來航れるものゝ中「プリング」氏の一隊を以て最も强大と爲す而して平戸に滯留れる英人も亦千六百二十三年(我元和八年に當る)に至り各自商館を閉鎖て日本を退き去れり蓋し是より先英人が日本と通商を開かんとし之が爲に費用せし所の金額は殆んど四萬磅に至ると云ふ

偖最初英人が日本を去るの前曾て家康より受けたる通商特許狀は既に追次改制を蒙り千六百十六年(我元和元年に當る)の三月八日家康薨

去の後に至りては英人の通商日ならず平戸の一港に限縮られ葡人の通商も亦上に述たる如く久しく長崎の一港に阻限られしを以て蘭人は英人の平戸を退去くの後専ら該港の商益を占むる事を得たり然れども蘭人は葡英両國の人民と久しく相嫉み互ひに競争怨恨るが故に忽ち大ひなる災害を招致き葡人は蘭人の悪事を摘發き蘭人は葡人の不善を看破り相共に之を日本人に讒謗り其寵愛を博り互ひに之を擯斥んとし遂に悉皆日本人の信用を失ふに至れり加之羅馬教徒も亦日本政府の法律官令を遵奉ず甚だしきに至ては同派相喧鬪ふ爲に全く日本人の信憑を殞し其交誼を破り竟に外人攘除の官令を相踵で下し數多の僧徒を放斥るに至れり然れども教徒の國法を蔑視にして日本に滞留る者尚其鄙陋むべき教門の紛争を以て國中を騒擾しめたり抑々加特力教徒の慢言暴行を恣にして公然日本の國法を輕侮るの形状は

既に此篇中に錄すと雖ども世人或ハ敎徒の眞心を懷き君恩を重ずるを知るを見て必ず其日本の國法を遵奉ざる可からざるを想像すべし然れども彼れ實に然らず身處稍定まるより始終羅馬敎を傳說て日本の執權を困陷る事恰も其英國の政府を窘窮たると其効相同じ而して日本政府が彼輩を處置するの方法も亦當時英國に於て加特力敎徒の妨害を防抑たる手段と其事跡粗相似たり今「デヰキンソン」氏の言を見るに曰く當時兩國(日本と英國とを云ふ)に於て政府ハ改革に從事し人民ハ外敎の國事に交涉るを惡んで沸騰の勢ひを成せり云々

偖葡人ハ九州其他の地方に於て加特力敎に歸依する者と力を合せ密に政府を顚覆して日本を葡國及び羅馬法王に從屬しめんと謀れども遂に日本政府に之を看破られたり今此陰謀露顯の由緣を原ぬるに千六百十一年(我慶長十五年に當る)葡船一艘日本より其本國里斯本府に

向つて歸帆るの途中蘭の巡船が喜望峯の近海ゟ於て之を捕獲たるゟ長崎ゟ住る甲比丹「モロ」と云へる者より葡國の王ゟ贈る所の密書を得たり但し「モロ」ハ加特力歡熱心の信仰者ゟして日本ゟ在留る同門敎徒の親友なりしが今其葡國王ゟ寄たる書翰を見るゟ九州其他の地方ゟ於て加特力敎ゟ歸依する者葡人と力を戮せて家康を殺し日本政府を奪ハんとすれバ曾て約する所の軍艦及び兵卒を速ゟ本國より送致ん事を請ふものなり且此書翰中其主謀者の姓名を擧げたるゟ佐渡奉行某も亦其中ゟ在り各自法王の稱賛を得て逆謀の慰勞を受けん事を約せり其後一の日本船ハ別ゟ又媽港の葡國政府ゟ贈る所の密書を要奪したり是ゟ於て其陰謀の證跡益明白なるゟ至れり而して此等の密書ハ蘭人より速ゟ平戶侯ゟ進達なしたる後侯ハ之を長崎奉行ゟ送り次で政府ゟ出したるが故ゟ化比丹「モロ」ハ直ちゟ捕縛となり糺問の上罪

科に伏して五逆の刑に處せられたり「ケンプル」曰く斯の如き事情を回顧するに政府が既に葡人を疑貳へるを追想れバ當時葡人が纔に收攬る所の人心を毀損ふハ決して難きに非ず況てや彼天子の嚴命を遵奉ず此に至りて尚教徒を召集へ其罪蹟顯然たるに於てをや云々と是實に然り唯葡人の陰謀に連累る者速に處分を受けざりしハ獨り怪しむべき事に非ずや然れども家康ハ此陰謀の發覺るゝに及んで夫の乱人を一掃するの意を決するに至れり惟ふに政府の今に至る迄頗る加特力教徒を寛待にする所以ハ他なし當時秀頼家康と兵を搆ふが故に若し嚴酷を以て教徒を處置せバ翻然として秀頼を助け家康に抗敵ふべき事を恐るが故なり然れども教徒等羅馬法王に臣事るの身を以て逆謀を計畫るが故に日本の國安を保全ふせんとせバ纔に彼輩を擯斥るの一手段あるを覺れり而るに有馬侯ハ從來家康の孫女を娶て其子に配

せ内廷の官員と共に力を戮せ其幇助を得て大ひよ其領地を廣め遂に政府に倍叛んとし久しく陰謀を懐き頃日又政府の為に發覺されたり蓋し日本の羅馬加特力敎院ハ強盛なる政權を具備て帝國の分裂を希圖ふものなり然れども政府ハ此危難を免かるゝが為に敢て敎刑を用ゐず論者或ハ其然らざるを云ふハ誤謬なり僞政府が當時の擧措を察するに最も文明を以て時に名ある國俗よ於て許す所の方略を用ゐ帝國の獨立を保全ふし其政体を永續するよ過ぎず故に其困危を救治ふの政略を見るに勢ひ已むを得ざるに至り始めて之を施用せり是を以て家康ハ千六百十四年(我慶長十八年に當る)に至り其閣老の諫めに從ひ加特力敎徒を擯除ふの命を發し特よ中外の僧徒をして悉く京都大坂伏見を去て長崎に退かしめ兵士一萬個を九州諸國よ送り加特力敎徒の乱心を劫奪ひ以て此策を成さんとせり其後此軍隊ハ幾千もな

く退陳すと雖ども千六百三十五年（我寛永十一年ょ當る）ふ至り有馬領の教徒等皆兵を擧げて政府ょ反くを見れバ此兵備を立るの一事ハ以て其智略を證するふ足れり偖有馬領の叛徒ハ昔古有馬君侯の末裔なるを以て其主將と爲し兵士三萬七千個を聚合て嶋原城を取り遂ふ官軍の圍む所となり翌年ょ至りて陷落たり初め政府ハ叛徒の兵を擧るふ先だち加特力の乱入を禁歇んとし葡國の商賈及水手の長崎ふ在る者を同所出島ふ幽閉するの令を下せり故ふ加特力敎徒が有馬ふ叛けるハ蓋し之が爲なり然れども世人ハ此叛乱を稱して葡人が鼓舞煽動の策略ふ出ると爲せり抑嶋原の一擧ハ遂ふ羅馬加特力敎をして其跡を日本ふ絶しむるの結尾と爲すと雖ども日本と歐洲諸國の通商ハ之が爲ょ斷絶て葡國の人民ハ悉く此日本を退去ふ至れり豈大ひなる不幸と謂ざるべけんや今「ケンプル」氏の言ふ所を見るふ曰く千六百三十

七年（我寛永十三年に當る）日本政府の閣老等勅令に鈐印して之を長崎奉行に送り其實行を促せり但し此勅令は千六百三十八年（我寛永十四年に當る）に發せられたり而して日本國中外人は固より其國人と雖ども互ひ相交通を得ざるに至りしは實に是時に始まり爾來外人が日本に入らんとする者は豫じめ其許可を受けざるを得ず又其國人に至りては決して外國に行く能はざるに至れり爰に其勅令を載する事左の如し

一　我國中の船舶は固より大小の別なく人民に至る迄海外に渡航するを許さず若し人民にして之を犯す者あらば死を以て其罪科を論じ船舶にして外國の水手又は物品を載する者あらば追て沙汰に及ぶ迄の間姑く取押へ置くべし

一　我國人の海外より歸朝する者は死に處すべし

一僧徒一個の所在を發見す者ハ銀四百枚より五百枚までの褒賞を與ふべし且又耶蘇敎を傳播へ或ハ其敎名を帶有たる者ハ「オンブラ」即ち市中通常の獄舍ゟ禁錮すべし

一葡國の人民ハ母親又乳母なり共都て其所持品を併せて尽く媽港ゟ追放すべし而して海外より書翰を齎し來る者ハ其家族を合せて尽く死ゟ處し且同人等の爲ゟ代訴する者と雖ども死刑を以て論ずべし又貴族軍人たる者外人より物品を購求る事を禁ず云々

寛永十三年五月十九日

阿部豐後守
松平伊豆守
土井大炊頭
酒井讃岐守

榊原飛彈守
馬場三郎左衛門　宛

日本に來りて文學上及び社會の風俗を視察せるは日耳曼人「ケンプル」を以て第一とす爰に同氏が其履歷の概畧を述記すに姓は「ケンプル」名は「エンゲルベルト」と云ひ日耳曼國西北の一小府なる「レチゴー」に屬する一部落「リービー」郡に生る實に千六百五十一年(我慶安三年に當る)の九月なり其父は同國「レムゴウ」府の司宰なり「ケンプル」幼稚して其性質理學を好み殊に父も亦其敎育を怠らず國中善良なる學校を撰んで之に入らしむ當時最も有名なる波蘭國(往時は强盛の大國なりしが現今は露西亞及び獨逸等に分割せられたり)「カラコウ」府の大學校に於て三年間修業せる後普魯西國「コニングス」府の大學校に於て尙四年間刻苦勉勵せり其後瑞典國に到り海外に漫遊て其國の風習古格を視察せん事を企圖り遂に波斯國王の許に派遣する所の全權大使の書記官となり千六百八十四年(我天和三年に當る)魯領「モスコー」「アストラカン」及び

紅海を經て波斯國の「イスパハン」府に達したり而して又此地に滯在中も絶えず其地勢殖產等の事を穿鑿せしが隨從る大使の歸國に際し瑞典國大使の紹介に因り和蘭西印度會社所有の艦隊に屬する外科醫長の命を請たり爾來此會社に從事し東洋諸州に航し波斯の近海に在る事凡そ三箇年なりしが此間種々文學上の材料となるべきもの等を穿鑿し千六百八十九年(我元祿元年に當る)に至り蘇門答剌を經て「バタウ井ヤ」に達せり此時同會社の紹介に因り日本に於る工作場の醫官たらん事を望まれ千六百九十年(我元祿二年に當る)の五月日本に向つて「バタウ井ヤ」を出帆し同年九月二十二日恙なく長崎港に達し日沒頃同港海底五十尋の處に投錨しが其後又進んで出島沖に碇泊するに至れり而して後同氏ハ長崎工作場の醫官となり爰に三箇年を經たり此際同氏が日本人に就て自から經驗し或ハ質問せるもの少なからざるより

歐羅巴人の今日に至るまで信據する所の一大著述をなすに至れりとぞ遂に二箇年の期滿るを待て千六百九十二年(我元祿四年に當る)の十一月長崎を發し翌年十月に至り日本の書籍地圖及び貨幣等を携へ恙なく和蘭の「アムステルダム」府に歸着る事を得たり

「ケンプル氏は歸國の後直ちに日本滯在中の諸記錄及び地圖等を蒐集て一大著述をなさん事を企圖しかど此時同氏が鄕里なる「リッピー」侯の醫官たらん事を懇望れ辞する事能はざるを以て其命を請け同地病院に從事し加旃其家族を養育ふ等の事に妨碍られて久しく著述の業を廢棄たり千七百十二年(我正德元年に當る)に至りて東洋紀行と題せる一書を著述し其後千七百十六年(我正德五年に當る)不幸にして疾病に罹り遂に起ず死後朋友若くは知人等生前の事業を欣慕て同氏が遺稿等の世に埋沒れん事を恐れ其文庫を搜索り「ヒストリー、オブ、ジヤツ

パン」（即ち日本歴史と譯せり）と題せる獨逸文の原稿を撿出せしより之を英文に譯して更に前後二卷となし千七百二十七年（我享保十一年に當る）之を英國倫敦に於て發兌せり

今其書の綱領を擧るに之を第五編に區別たり則ち第一編ハ日本一般の地形道路及び人種の起原且氣候礦産動物等の事を記載せり第二編ハ日本政體の起原沿革歷史及び内裏幕府等の事を記載せり第三編ハ日本宗教及び宗徒の種類幷に盛衰其他耶蘇敎傳播の事に及べり第四編ハ外國交際の關係及び貿易の形狀幷に蘭人が初めて此地に來航し時の紀事等を記載せり第五編ハ「ケンプル」氏が自ら長崎より江戸に往復せし其旅行中の奇事異聞及び日本人の爲に厚遇せられたる時の形狀を記載せり以上「ケンプル」氏が履歷の概略なり若其詳細を知らんと欲せバ前條に記載たる同氏が著書に就て之を一見すべし

當時長崎に於て密商動もすれば行はれしより日本官吏は悉く注意して之を穿鑿し殊に外國船歸帆の時は諸官吏數艘の日本船に乘込み同地の港外まで之を護送を名として密商を監察せり「ケンプル」氏も亦之を其紀行中に記載せるに同氏が日本に着するの後幾干もなく密商十一個召捕れて數日の後遂に死刑に處せられたり又千六百九十一年(我元祿三年に當る)の十二月二十八日犯罪の密商二十三個の中十個は斬罪十三個は磔刑に處せられたり故に「ケンプル」氏が僅二年間日本に滯在中其死刑に處せられたる密商殆ど五十餘個の多きに至れり

日本人の製造品は金銀及び煉合鑛眞鍮四分一赤銅等を云ふの彫刻物を以て最も精巧となす長崎住民は多く商人主管及び職工酒造家等にして其他の者は都て長崎奉行に隨從たる官吏奴僕雇夫等なり且建築其他に從事せる職工は常に大聲を放ちて互ひに其工事を勵ますの助

けとなし又夜間は市中を巡る者毎時に木製の拍子を拍て其時刻を報せ併せて非常を警むるの目的となせり

長崎港は千六百八十八年(我貞享四年に當る)に至るまで二個の奉行あり一個は長崎に在て事務を執り一個は江戸に在て互ひに交代せり其後千六百八十八年の終りに三個の奉行となり二個は常時に長崎に在勤し其俸祿は千五百石より二千石の間に定め又其奉行の手に屬する者用個二人與力十個其他文武の官吏幾干同心三十個等なり

「ケンプル」氏は日本に於て旅行せし事前後二回にして即ち第一回は千六百九十一年(我元祿三年に當る)と第二回は千六百九十二年(我元祿四年に當る)となり其旅行中毎日經過たる驛路等の形狀のみならず同氏が其視察せし所のものは最も吾人が感ずべき事少なしとせず今左に同氏が紀行の大略を述記するに吾人外國商賈が江戸京都大阪等に旅行

するは第一天皇陛下及び其群臣屬吏等に贈呈すべき適當の物品を撰み而して之を堅固荷造りして途中の破損を豫防ざるべからず又長崎奉行は朝廷及び群臣等に贈るべき物品の適否を判定るを以て其任となせり故に豫じめ其物品を用意したる後奉行に一見せしめ若不相當なればば之を排除しめたれども其中には支那產物等も混交たり此等は奉行が自巳の所持品を非常の高價となして外人に購求しめ其利を射んとするの猾策に出る處なり而して天皇陛下に獻ずるものは天然人造に係らず珍奇の物を以て最も貴しとす然れども時として吾人が特更に注意し歐洲より舶齎したる物品を空しく卻けられし事あり今其一例を擧れば當時歐洲に於て最も稱贊せる新發明蒸氣機關の防火器械二組を獻ぜんと做たりしは奉行は之を不相當なりとして遂に卻けたり

吾人と同行せる所の官吏は與力一個同心一個及び譯官八個なり又其旅行に就て最も注意すべきものは驛路に於て諸運賃を拂ふ爲の通用錢次に挑燈馬柄杓及び人馬の草鞋或は雨中に用ゆる外套(即ち合羽といふ原葡國の語なり)其他竹笠菅笠等なり且日本人は男女共に外出する時は必らず扇子を携帶るを以て禮義となせり恰も是吾人歐羅巴人が暫時も手套を於つ事能はざるが如し但し旅中に用うる扇子の如きは其紙面に驛遞道路の里程等を印刻したるもの多し其詳細なるものに至りては旅店の名稱及び宿泊料をも記載せり

又日本人の旅行する時は下等の者は徒歩にて歩行ども稍中等の者は多く馬に乘り而して上等社會の人に至りては通常に轎輿に乘るを以て慣習とせり俗に之を乘物と稱す又轎輿に數種ありて下等のものは其造搆頗る粗相なれども上等社會の人の用ふるものは金銀等を以て

之を修飾り實に目を驚かすに足るものあり
平素に日本人の家内に在て快樂と爲すべきもの自づから歐羅巴人と其趣向を異にするのみならず生活の形狀も亦大ひに珍奇きが故に室内の修飾の如きを見る時ハ殆んど別世界の思想をなせり今其重要なるものを擧れバ第一に幅物と稱し種々の畫像を紙又ハ絹に畫き之を綾羅錦繡等を以て其周圍を修飾り室内の壁上に掛けて來客の觀に供へ時として其人物景色等の如き彩色淡泊にして却て眞に迫るものあり第二ハ支那風の圖畫を以て花鳥風月等を描きたるものを貴べり第三ハ花瓶にして之に種々の花卉を活て其枝幹を巧みに曲屈て活潑瀟洒の趣きならしむるが如き其意匠實に感ずべきものあり第四ハ古代の木石等を好む事最も甚だしき人あり第五ハ家屋の天井其他廊下の周圍等に彫刻をなし其巧妙なるもの少なしとせず又庭園の結構に

は草木の配置泉池及び築山等を設け頗る美觀をなすもの亦往々見る所なり以上記す所は日本人の風俗慣習の大畧なり今玆に纔か日本通用貨幣貿易の景况及び爾後日本に來航れる所の「サンボルグ」氏幷に「テツシン」氏等の記載せる事實を述て此書の局を結ばんとす抑日本に於て通用する所の貨幣は性質を參觀するに時を逐ふて其品位を低下しめたり千六百九十六年（我元祿八年に當る）に至り新たに鑄造る小判は其質從來のものに比ぶれば遙に粗惡して今其精粗を撿ぶるに從來の小判は二十番金（彼國に於ては二十四番金と稱するものを純金の品位と定む故に二十番金と稱するものは全貨二十四分中純金二十分を含有るものを云ふ）なりしが此年發行せる新小判は十三番金なるを以て從來のものに比ぶれば殆んど其含有る所の純金三分の一を減せり然れども貿易上に於ては尙從來のものに同様の價直を以て取引せしめ

たり故に外國商人の損失若干なるを知らず是を以て考ふれバ千七百年(我元祿十二年に當る)の頃に於て貿易上の利益毎年二十万弗と假に定むる時ハ千七百四十三年(我寛保二年に當る)の頃に至てハ僅に八万弗に過ざるなり此故に外國商人ハ勉めて日本人に適ふ所の物品を舶齎し其商業を盛大ならしめんとするも勢ひ損失を免かれざるを以て漸次に衰頽の色を顯ハせり然れども貨幣の海外に輸出するもの少なからざるハ未だ此國に物産の盛大に趣かざるに因る歟今新井筑後守(即ち白石翁の事なり)が著せし所の日本貨幣輸出表を見るに千六百十一年(我慶長十五年に當る)より千七百六年(我寶永二年に當る)に至るまで長崎港より輸出せし貨幣左の如し

金小判百十九万二千六百枚銀貨凡そ一億一千二百二十六万八千七百「テール」(一「テール」ハ凡そ我銀貨一兩二分に當る)銅貨ハ千六百六十三年

（我寛文二年に當る）より千七百八年（我寶永四年に當る）に至る迄凡そ十一億一千四百四十四万六千七百磅（一磅は凡そ或百二十目に當る）此輸出高は信長の時代に始まりたるものにして日本に於て礦山の業も此時を以て熾盛なりしものと云ふ然れども海外に輸出せる事益多く礦山の業は其後却て衰微たるを以て貿易上のみならず日本全國稍通用貨幣の缺乏を來せるものゝ如し是則ち日本貨幣の性質をして益粗惡からしめたる一大原因ならん歟「ケンプル」氏が記載す所を見るに當時出島互市場に輸入たる所の物品は重要に左の諸品なり支那及び「ベンガル」よりは絹帛毛布の類南亞米利加の「ブラジル」よりは木材獸革象牙胡椒砂糖龍腦水銀銀朱鉛泊芙藍明礬麝香珊瑚玻璃鏡望遠鏡顯微鏡眼鏡の類なり而して日本に於て貿易の爲蘭人に拂ふべき金額は大略之を政府に於て制限り其額に超過る事なからしめたり其金額は銀貨三

百匡(我五十万兩に當る)なりしと云ふ
茲に千七百七十五年(我安永二年に當る)瑞典國有名の理學者にして漫遊を好める「チャールス、ペートル、サンボルグ」なる者ありて海外漫遊の際偶「ケンプル」氏と同一職務を以て和蘭西印度會社の命に因り日本に渡航るの機會を得たり同氏は元來本草學士にして東洋諸洲を週遊り和蘭の首府「アムステルタム」の豪商輩の發起たる藥用植物園に蒐集ん事を目的として諸種の藥品を寄送れり同氏が本國出帆の後種々の事情に因り亞弗利加の喜望峯に滯留る事三箇年の後同地を發し千七百七十五年(我安永三年に當る「バタウヰヤ」港に達し夫より翌年八月十四日長崎港に到着たり爾來「サンボルグ」氏は「ケンプル」氏と共に長崎港に寄留りしが「ケンプル」氏に陸從る所の譯官は蘭語を學ぶの傍ら同氏が醫師たるを以て理學及び醫學を講究し從來の固陋なる醫風を一變せ

ん事を望む者日を逐ふて增加たり是を以て「ケンプル」氏のみならず「サンボルグ」氏も頗る丁寧に日本人を教育たり然るに日本政府ハ此事より竊に密商を企圖る者あらん事を恐れ是等の生徒をして日本政府に請ふて官吏を同伴ふ事なく妄りに蘭人の居館に出入する事を許さゞるに至れり當時出島に在留る所の蘭人ハ僅に十二三名に過ざりしと云ふ

日本の學士書生にして「サンボルグ」氏を訪問ふ者日々に多く最初ハ醫學生五名天文學生二名なりしが天文學生の如きハ毫も眞の理學に通せずして日月の蝕の如きハ其理如何にして起るを知らず甚だしきハ時限に何分何秒等の區分あるを知らず故に其算用の如きハ漠然として「サンボルグ」氏も頗る解釋に困しめり然れども醫學生ハ少しく之に優りて粗醫道の如何を知れり此時來りし所の老年なる一醫生ハ或諸

侯の侍醫なりしが能く注意して「サンボルグ」氏の說を聽くを喜び毎日來訪て談話數刻時として深夜に至る事あり彼書生輩は本草學藥材學外科學等の原書を所有せり「サンボルグ」氏は彼輩の未だ見ざりし所の原書を與へ又「アムステルダム」及び「パリス」(佛國の首府)より購求來りし所の外科器械等を賣渡せり此の如く懇切なる待遇の爲彼書生輩は其益を得る事鮮少からずと雖も「サンボルグ」氏も亦此輩の助力に因り日本の動植物及び產物等を穿鑿するに於て其益を得る事亦大ひなりしと云ふ彼醫學書生輩は皆解剖及び性理の學の如きは毫も其理を解せず甚だしきは人身血液の循環の理如何を知らず尙甚だしきは脈搏は健康体に於て幾數なるを曉らず又左右同一きを知らず况てや藥材の体內に入りて如何なる作用をなすが如きは夢にだも知らざる所なり「サンボルグ」氏が歸國に當りて其出發前同氏が敎授し醫學生徒二名の

懇望に因り其學業履歴及び卒業證書を附與たり而して同氏が日本を出發せし後其志を嗣ぎたる者は出嶋在留の蘭人「イサーク、テッシン」と云へる者なり同氏は千六百四十年（我寛永十六年に當る）に生れ幼年より和蘭西印度會社に從事し「バタウヰヤ」に滯留る事七箇年の後千七百七十九年（我安永七年に當る）の八月十五日出嶋在留蘭人の總代となり千七百八十年（我安永八年に當る）迄同地に滯留れり其間長崎より和蘭公使の任を以て江戸に往復せし事前後二回なるが故に其旅行中の紀事等も亦少なしとせず然れども既に前條に「ケンプル」氏及び「サンボルグ」氏等の記載せる所と大同小異なるを以て茲に其詳細を擧ざるなり

西洋奇說大日本發見錄　終

明治十七年五月十四日版權免許
同　年七月十五日出版

纂譯者　東京府平民　河原英吉
日本橋區通一丁目七番地

出版人　東京府平民　宏虎童
京橋區三拾間堀壹丁目二番地

發兌元　東京々橋區三十間堀貳丁目壹番地
繪入自由出版社

支局　本郷區湯島切通坂町十番地
福字堂

支局　東京馬喰町
自由堂

東京秀英舎印刷

賣捌所

支局　横濱太田町　萬字堂

仝淺草茅町　森本順三郎
仝長谷川町　武田平次
仝神田雉子町　巖々堂
仝人形町　法木徳兵衛
仝横山町　辻岡文助
仝蠣殻町　信文堂
仝同町　報益社
仝日本橋通三丁目　丸屋鉄二郎
仝室町三丁目　滑稽堂
仝新葭町　頁明堂
仝大傳馬町一丁目　指金堂

仝濱町二丁目　高崎脩介
仝通三丁目　秩山堂
仝銀座四丁目　山中喜太郎
仝三嶋町　山中市兵衛
仝通一丁目　大倉孫兵衛
仝本挽町一丁目　萬字堂
仝一橋通　松江堂
仝日本橋西川岸　須原鉄二
仝日本橋通三丁目　丸善
仝淺草茅町　北澤伊八
仝通油町　水野慶三郎

仝芝琴平町　靜霞堂
仝銀座四丁目　博聞社
仝通二丁目　小林新兵衛
仝横山町二丁目　内田彌兵衛
仝通二丁目　北畠茂兵衛
仝南傳馬町二丁目　蔦屋吉藏
芝琴平町　本阿彌
仝柴井町　松井忠兵衛
仝芝新櫻田町　春陽堂
仝兩國吉川町　大黑屋平吉
仝大傳馬町二丁目　三宅半四郎
仝日本橋通一丁目　伊勢屋金二郎

仝池ノ端仲町　勝々堂
仝芝濱松町　伊勢屋勝藏
仝日本橋村松町　萬字屋鍋太郎
仝南傳馬町一丁目　攝陽堂
仝人形町通長谷川町　具足屋熊二郎
仝和泉町　平野屋周藏
仝兩國米澤町　澤川屋艮介
仝牛込肴町　澤野彌兵衛
横濱太田町　伊勢梅
羽后酒田港船場町　須田傳治郎
武州八王子驛　熊澤傳四郎
靜岡江川町　杉本平七

羽後酒田本町
小池榮藏
岩代福嶋町通十一丁目
副田文二郎
高知種崎町
澤本駒吉
仝境町
山中專介
常州土浦田宿
柳旦堂本店
尾州名古屋本町
石版社
上州高崎柳川町
柳風舍
常州水戸泉町
柳旦堂支店
大阪備後町四丁目
岡嶋支店
下総國千葉町
立眞舍
三州豊橋
錚々舍
遠州濱松神明町
山下仁平

西京寺町通御池下ル
駸々堂
江州大津今颪町
西村源二郎
三州岡崎傳馬町
淡月堂
陸前石ノ巻
三陸屋利兵衛
加賀金澤尾張町
牧野作平
信州上田
堺屋武右門
札幌縣小樽港永井町
小林庄兵衛
遠州濱松紺屋町
中村利次
豆州三島川中島町
山本與重
相州横須賀汐留町
鈴木
函館大町
常野嘉兵衛
遠州二俣橋町
森下新平

MADE IN JAPAN

E
ED